

**第2期古河市子ども・子育て支援事業計画
(案)**

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 子ども・子育て支援新制度について	2
(1)子ども・子育て関連3法、子ども・子育て支援新制度の概要	2
(2)制度の全体像	3
(3)子ども・子育て支援給付	4
(4)地域子ども・子育て支援事業	4
3 計画の期間	5
4 計画の位置付け	5
5 計画の策定方法	6
第2章 古河市の現状	7
1 古河市の人口・世帯の状況	7
(1)人口の状況	7
(2)人口動態の状況	8
(3)就業の状況	9
2 子育て家庭の意識と実態	10
(1)子育ての環境	10
(2)平日の定期的な教育・保育事業の利用状況	13
(3)地域子育て支援拠点事業の利用状況	14
(4)事業の認知度・利用経験・利用意向	15
(5)子どもの病気の際の対応	16
(6)子どもの不定期の幼児教育・保育事業や宿泊を伴う一預かり等の利用	16
(7)放課後の過ごし方	17
(8)子どもの生活や家庭のこと	19
(9)児童虐待への過剰な行為・対応	19
(10)子育ての環境や支援	20
3 子ども・子育て支援事業計画(第1期)の検証	21
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 基本理念	26
2 基本的視点	26
3 基本目標・施策の体系	27
第4章 施策の展開	28
1 教育・保育提供区域	28
(1)教育・保育提供区域とは	28
(2)教育・保育提供区域に求められること	29

(3)市の教育・保育提供区域の検討.....	30
2 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期など.....	32
(1) 1号認定【3～5歳教育標準時間認定：幼稚園・認定こども園】.....	32
(2) 2号認定【3～5歳保育認定：保育園・認定こども園】.....	32
(3) 3号認定【0～2歳保育認定：保育園・地域型保育施設・認定こども園】.....	33
3 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期など.....	35
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容.....	43
5 地域における子育て支援の充実.....	44
(1)地域における子育て家庭への支援.....	44
(2)仕事と生活の調和に向けた取り組みの推進	50
(3)子どもや親の健康づくり.....	52
6 専門的な支援の充実.....	58
(1)障がい児支援の充実.....	58
(2)ひとり親家庭の自立支援の推進.....	61
(3)児童虐待防止対策の充実.....	62
第5章 計画の推進.....	66
1 計画の推進体制.....	66
2 計画の進捗管理.....	66
第6章 資料編.....	67

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、近年の急速な少子化や核家族化・高齢化の進行など、家族や地域、就労・雇用など子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を策定し、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策を推進してきました。さらに、平成24年8月には、「子ども・子育て支援関連3法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育、地域での子ども・子育て支援の総合的な取組が推進されています。

古河市では、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行にともない、子ども達が健やかに成長できる社会の実現や子どもを生き育てやすいまちづくりを目指して質の高い幼児期の学校教育・保育、地域での子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

市内には、子育て支援センターなどをはじめとする子育てに関する資源や機能が整備されてきています。平成27年度からの5年間では、待機児童解消に向け、教育・保育施設や放課後児童クラブの整備を進め、教育・保育施設の定員数は4,783人（226人増）、放課後児童クラブの利用定員数は1,628人（267人増）と拡大しました。待機児童数は減少傾向にありますが、保育ニーズなどの高まりにより解消には至っておらず、教育・保育の質の向上や安心安全な子育て環境の整備など継続して取り組むべき課題は山積みです。また、子どもを産み育てることへの不安や孤立感を持つ保護者の増加、児童虐待など、子どもや子育てをめぐる環境は厳しさを増しており、継続的な支援の必要性が高まっています。

この「第2期古河市子ども・子育て支援事業計画」は、第1期計画が終了することに伴い、より効果的な施策を展開するために、施策を体系的にとりまとめ、第1期計画を引き継ぐものとして策定するものです。

2 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て関連3法、子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て関連3法とは、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をいいます。

子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するためのしくみとして作られました。

●「施設型給付」と「地域型保育給付」の創設

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設されました。

●認定こども園制度の改善

幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられ、認定こども園の財政措置は「施設型給付」に一本化されました。

●地域の子育て支援の充実

地域の実情に応じた「地域子ども・子育て支援事業」の充実が図られることになり、古河市では、本計画書の子ども・子育て支援事業計画で掲載の通り実施していきます。

●市町村が実施主体

市町村が地域のニーズに基づき幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付・事業をを実施することになりました。

●社会全体による費用負担

消費税率の引き上げにより確保される財源が幼児期の学校教育・保育・子育て支援の質・量の充実にあてられることになりました。

●子ども・子育て会議の設置

国は有識者や子育て当事者、子育て支援事業従事者等が子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与する子ども・子育て会議を設置しています。市町村の地方版子ども・子育て会議も努力義務とされており、古河市では「古河市子ども・子育て会議」を設置しています。

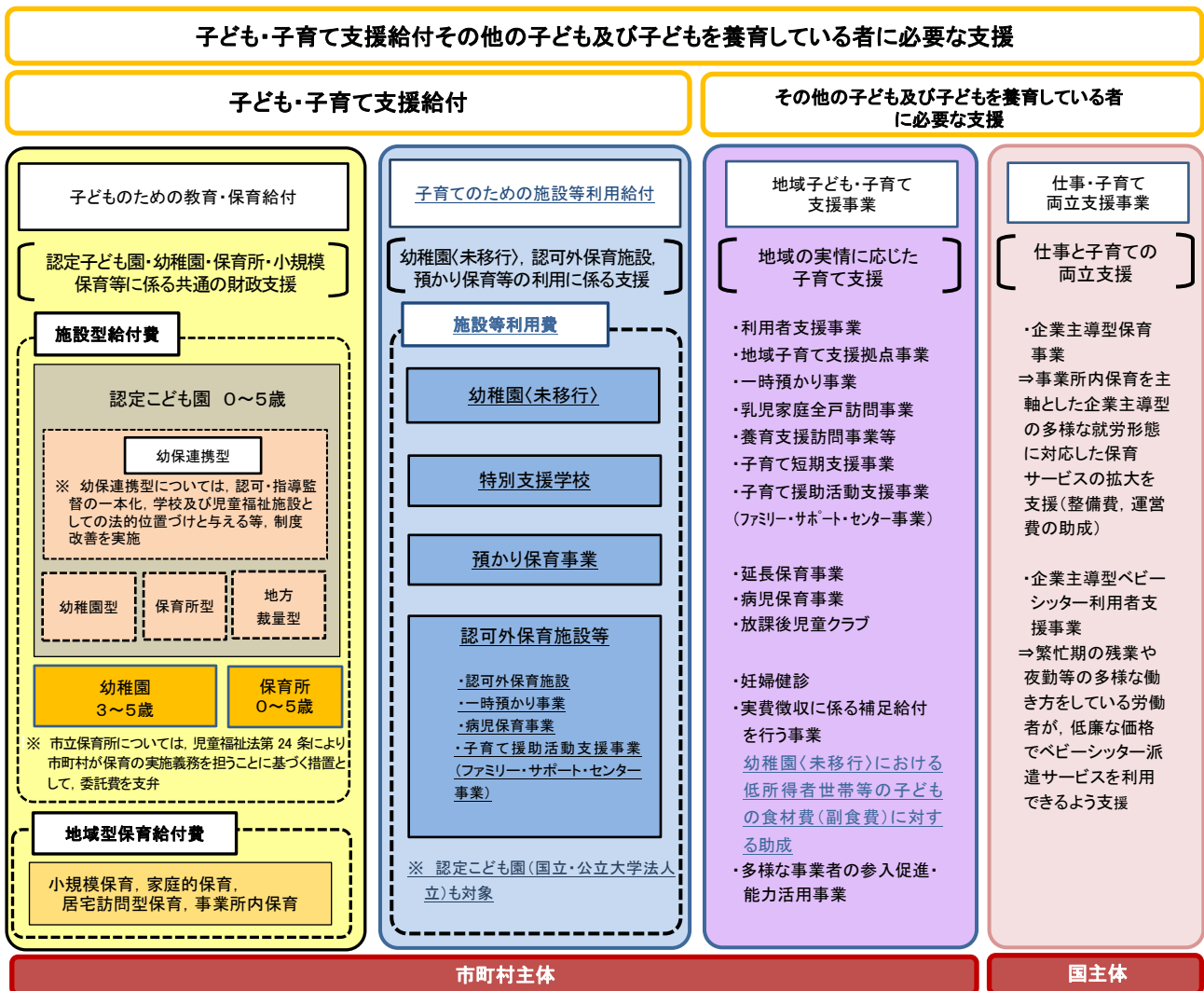
(2) 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援制度は、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別されます。

その中で市町村主体となるのは、「子ども・子育て支援給付」における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」における「地域子ども・子育て支援事業」です。

また、「子育てのための施設等利用給付」は、幼児教育・保育の無償化により、新たに新設された給付です。

図表 制度における給付・事業の全体像



(3)子ども・子育て支援給付

①「子どものための教育・保育給付」

「子どものための教育・保育給付」には、施設型給付と地域型保育給付の2つがあり、それぞれ次の基準が設定されています。なお、給付は保護者への直接的な給付ではなく、事業主体が代理で給付を受け、サービスを提供する仕組みとなっています。(法定代理受領制度)

◆施設型給付

対象事業は、「幼稚園」「認可保育所」「認定こども園」等の教育・保育施設で、市町村が事業者に対して給付費を支給することになります。

◆地域型保育給付

定員が19人以下の保育事業について、古河市による認可事業(地域型保育事業)として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4種類があります。

②「子育てのための施設等利用給付」

「幼稚園(子ども・子育て支援新制度へ未移行)」、「認可外保育施設」、「預かり保育」等の利用に係る支援を行います。

(4)地域子ども・子育て支援事業

「地域子ども・子育て支援事業」は、古河市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象となります。古河市では、13事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧一時預かり事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑨延長保育事業 |
| ③妊婦健康診査 | ⑩病児・病後児保育事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ) |
| ⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、
要保護児童等の支援に資する事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬多様な主体が本制度に参入することを
促進するための事業 |
| ⑦子育て援助活動支援事業
ファミリー・サポート・センター事業 | |

3 計画の期間

この計画は、令和2（2020）年度を初年度とし、令和6（2024）年度までの5年間で計画期間とします。

年度 計画名	R2	R3	R4	R5	R6
総合計画	第2次古河市総合計画(第Ⅱ期基本計画)				(見直し)
子ども・子育て支援事業計画	第2期子ども・子育て支援事業計画				
地域福祉計画	(第3期)				
健康づくり基本計画	(第3次)				
障害者基本計画	(第3期計画)			(見直し)	
障害福祉計画	(第5期)	(第6期)			(見直し)
障害児福祉計画	(第1期)	(第2期)			(見直し)
虐待DV対策基本計画	(第2期)			(見直し)	
古河市教育振興基本計画	前期計画		(見直し)		
古河市公立保育所運営ビジョン	古河市公立保育所運営ビジョン(平成30年度～令和9年度)				

4 計画の位置付け

- ① この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- ② この計画は、「第2次古河市総合計画」(基本構想：2016年度～2035年度、第Ⅱ期基本計画：2020年度～2023年度)に基づく部門計画として位置付けられるとともに、関連計画と整合性を図り、策定するものです。

※ 本計画と「SDGs」の取り組みについて

・「SDGs」とは

「持続可能な開発目標」として平成 27（2015）年 9 月国連で採択され、令和 12（2030）年までに貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現するための先進国を含む世界共通の目標（17 ゴール、169 ターゲットで構成）を指します。

社会・経済・環境の 3 側面と 5 つの P（People, Prosperity, Planet, Peace, Partnership）を重視しており、キーワードは「誰一人取り残さない」としている。これから政府や企業、大学・研究機関、市民社会などあらゆる取り組みが期待されています。

・本計画での取り組み

古河市として 17 ゴール（目標）について、第 2 次総合計画第 II 期基本計画で取り組むのに伴い、本計画においても施策展開と整合する下記の SDGs の 3 ゴール（目標）について取り組むこととし、本計画の施策を目標達成のターゲットとして位置づけるものとしています。



5 計画の策定方法

- ① この計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者・小学生の保護者の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

■ 調査概要 ■

調査方法	郵送配布－郵送回収法			
調査期間	平成 31 年1月 10 日(木)～ 平成 31 年1月 28 日(月)			
回収状況	調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
	就学前児童	1,000 件	437 件	43.7%
	小学生	1,000 件	426 件	42.6%

- ② この計画は、市民、関係団体等からなる「古河市子ども・子育て会議」で委員へのアンケートや検討を重ね、策定しました。

委員からの主な意見

● 良い点

- ・待機児童の多い0～2歳を受け入れる施設が設置される予定ということで、古河市の子育て支援は充実したものになりつつある。
- ・子ども・子育て会議の中での説明や、現場の方々の話を聞く限りでは、特に大きな問題は無いと感じている。
- ・最近では保育時間内に、英会話や運動教室などを受けられるようになった。古河市や園が行うものとしては今のままで十分だと思う。

● 要望・改善を望む点

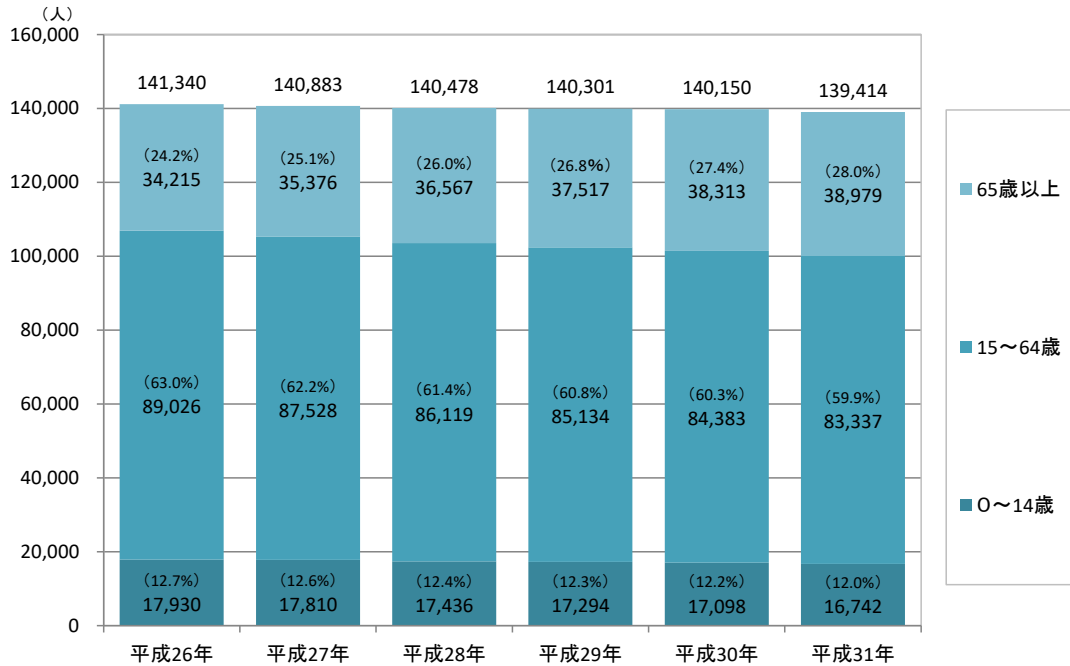
- ・特色のある教育・保育施設が多く存在すべき。
- ・量を増やすのは慎重に進めてほしい。
- ・待機児童は多いため、地域型保育事業の認可増が必要ではないか。
- ・保育士の確保が進まない現状があるため、保育士の確保を進めてほしい。
- ・保育者が日常の保育の中で、子供の成長につながる対応ができるような保育者育成を望む。
- ・保育士等の処遇改善に努めながら、職員のスキルアップを図ってほしい。
- ・地域で子育てを支える必要性や重要性を啓発し、地域全体で取り組む為の施策をしてほしい。
- ・色々な状況の家庭にも情報が行き渡るようにしてほしい。
- ・ひどい児童虐待が後を絶たず、父親の虐待と母親のDVも連鎖している。そのような母親と子どもを守る取組をもっとしてほしい。

第2章 古河市の現状

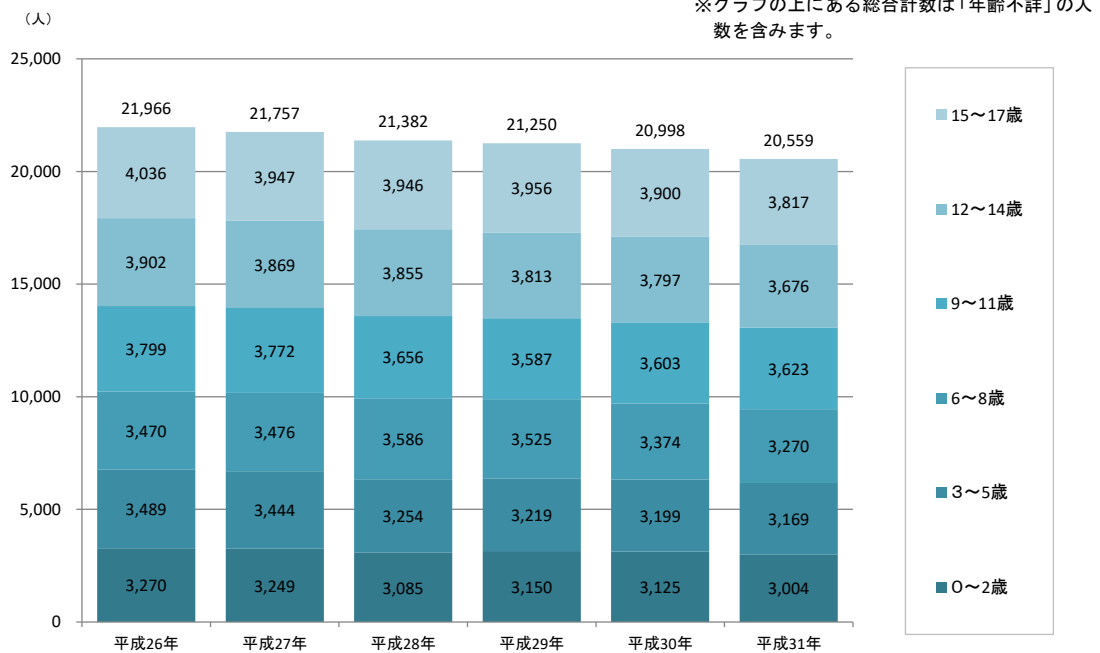
1 古河市の人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

① 人口の推移



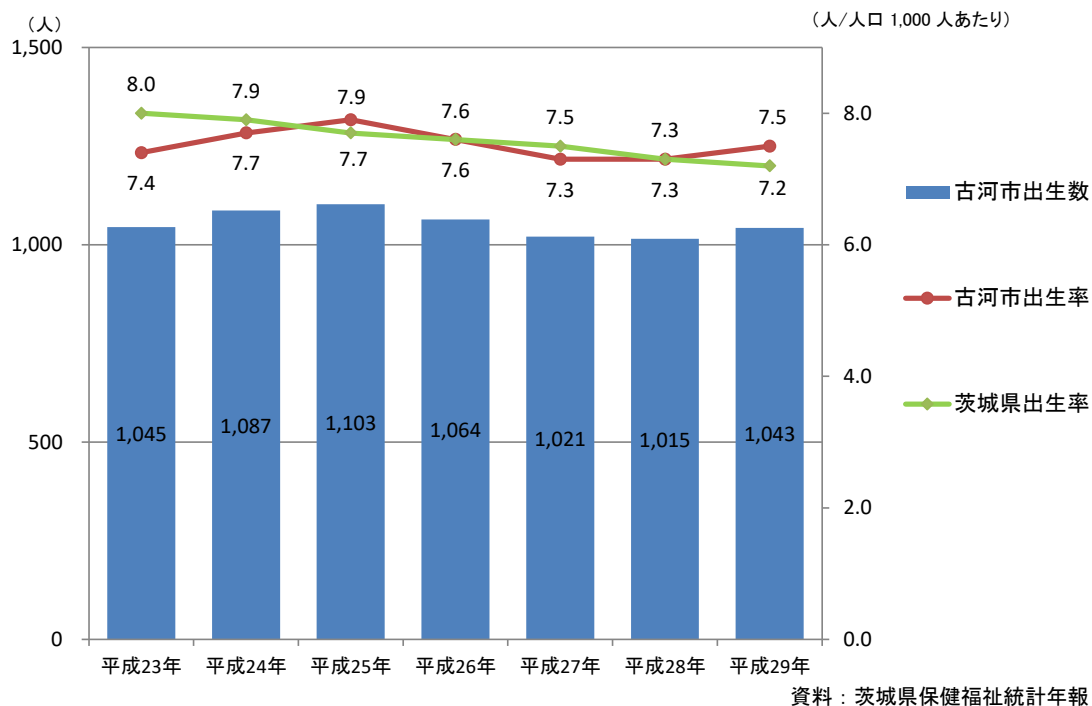
② 児童数の推移



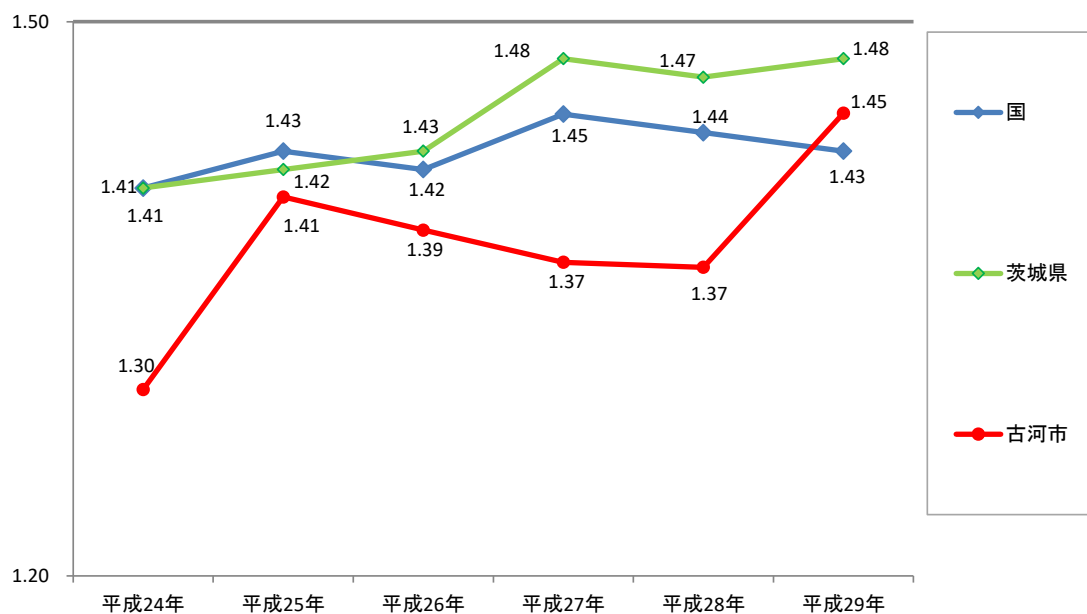
資料：茨城県常住人口（各年4月1日）

(2)人口動態の状況

①出生数・出生率の推移(古河市・茨城県)



②合計特殊出生率の推移(古河市・全国・茨城県)



資料：国 人口動態統計（各年1月1日）

茨城県 茨城県保健福祉統計年報

古河市 茨城県保健福祉統計年報、茨城県常住人口調査から推計

(3) 就業の状況

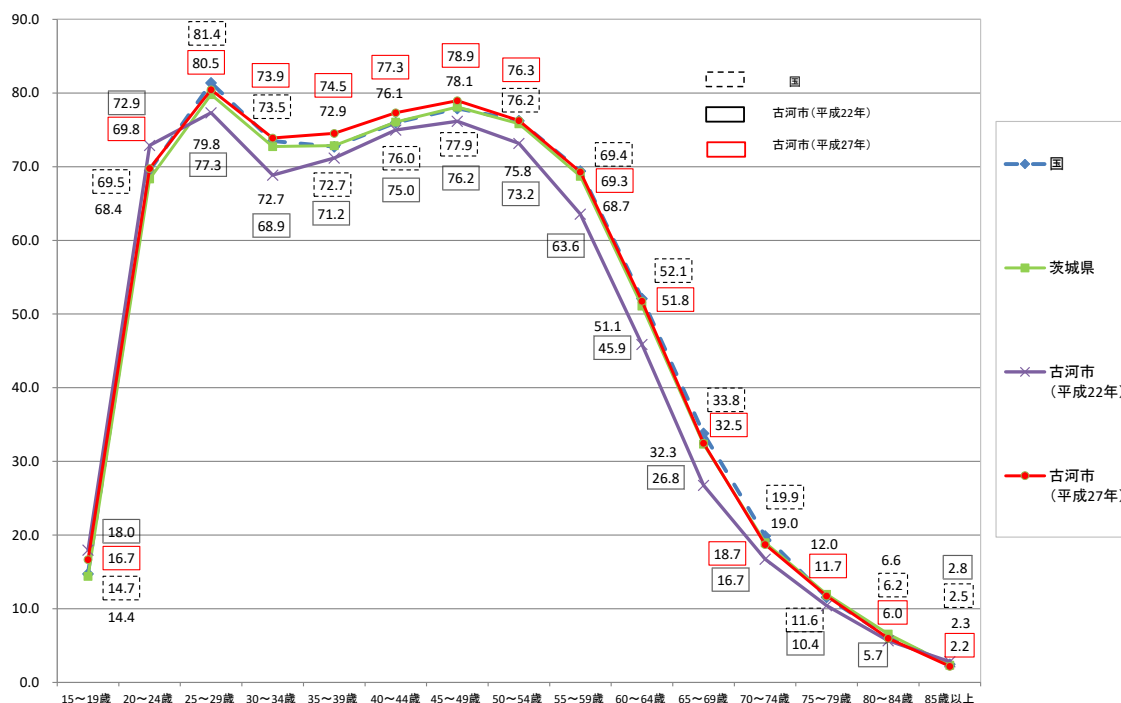
① 就業率の状況

単位：人、%

平成27年	男性			女性		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
国	52,879,791	33,077,703	70.9	56,874,386	25,841,333	50.0
茨城県	1,247,243	809,664	71.0	1,271,747	591,020	49.5
古河市	61,171	40,231	72.7	61,857	29,707	51.3

資料：国勢調査（平成27年）

② 女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査（平成27年）

2 子育て家庭の意識と実態

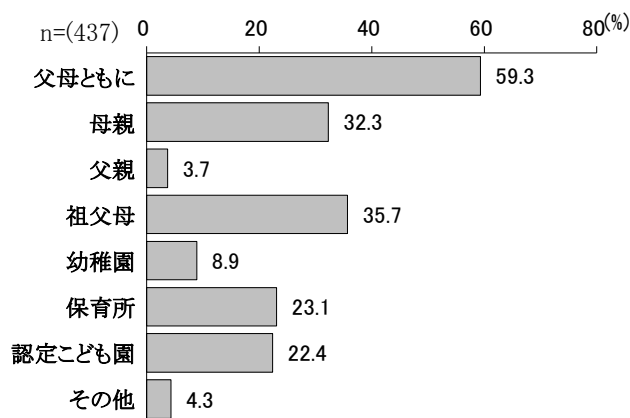
未就学児童、小学生がいる家庭を対象に行ったニーズ調査等の結果から、古河市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状や課題がみられます。

(1) 子育ての環境

① 子育て(幼児教育を含む)に日常的に関わっている人

「父母ともに」が59.3%と最も多く、次いで「祖父母」(35.7%)、「母親」(32.3%)が3割台となっています。

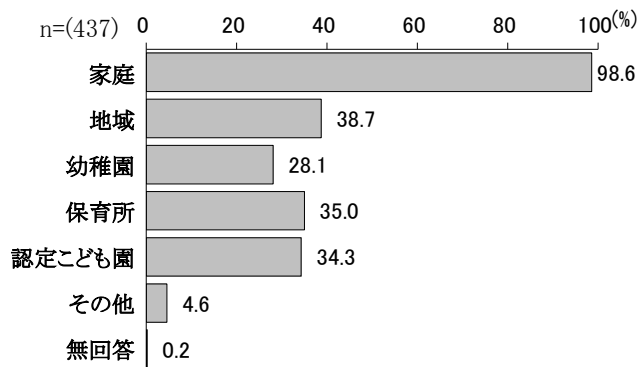
日常的に子育てに関わっている人〔複数回答〕(就学前)



② 子育て(幼児教育を含む)に影響すると思う環境

「家庭」が98.6%と特に多くなっていますが、「地域」「保育所」「認定こども園」をあげる家庭も3割台となっています。

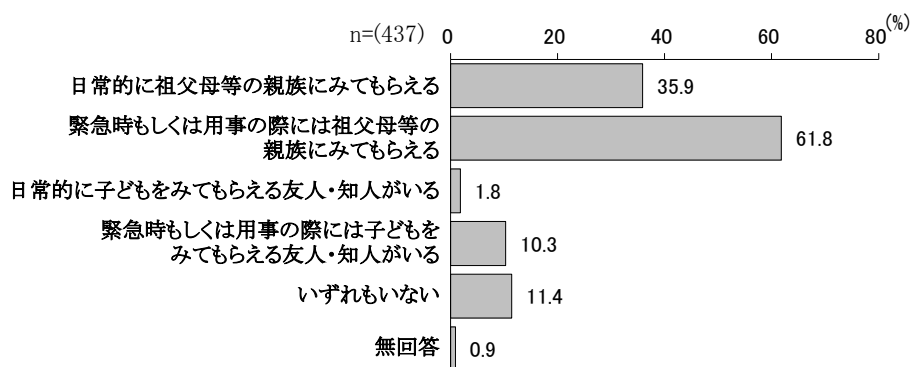
子育てに影響すると思う環境〔複数回答〕(就学前)



③日頃、子どもをみてもらえる親族・友人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は61.8%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が35.9%と続いています。また、「いずれもない」という家庭も11.4%となっています。

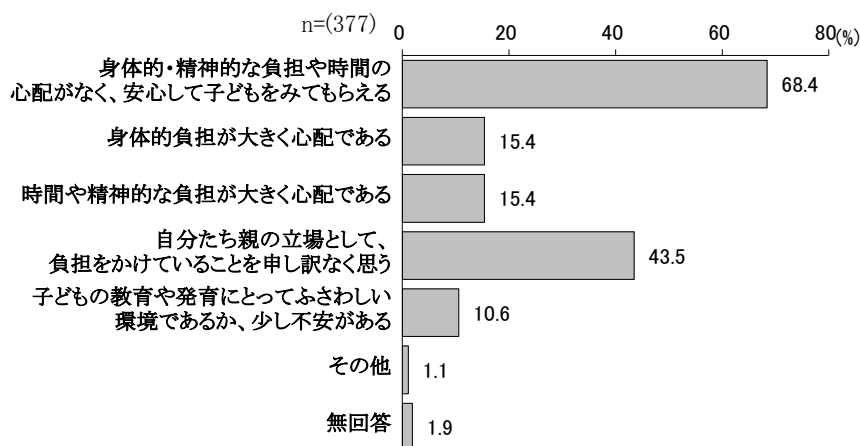
日頃、子どもをみてもらえる親族・友人の有無〔複数回答〕(就学前)



④祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況についての意識

「身体的・精神的な負担や時間の心配がなく、安心して子どもをみてもらえる」が68.4%と最も多く、「自分たち親の立場として、負担をかけていることを申し訳なく思う」が43.5%となっています。

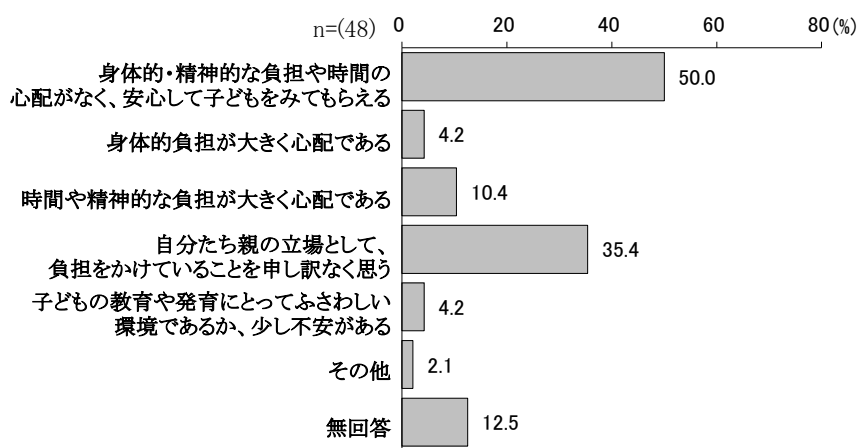
祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況についての意識〔複数回答〕(就学前)



⑤友人・知人に子どもをみてもらっている状況についての意識

「身体的・精神的な負担や時間の心配がなく、安心して子どもをみてもらえる」が50.0%、「自分たち親の立場として、負担をかけていることを申し訳なく思う」が35.4%となっています。

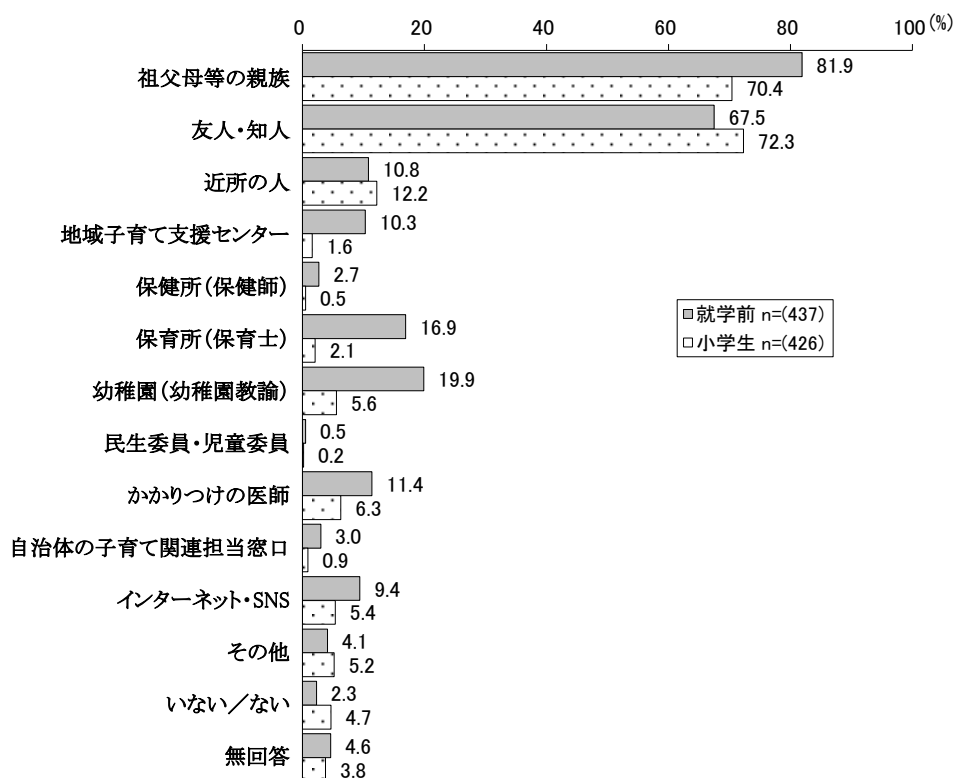
友人・知人に子どもをみてもらっている状況についての意識(就学前)



⑥子育て(幼児教育／教育を含む)をする上で、気軽に相談できる先

就学前、小学生ともに「祖父母等の親族」が7割以上と最も多く、これに「友人や知人」が6割以上で次いでいます。また、就学前では「幼稚園(幼稚園教諭)」「保育所(保育士)」といった専門職(機関)をあげる家庭も一定数みられます。

子育て(幼児教育／教育を含む)をする上で、気軽に相談できる先〔複数回答〕

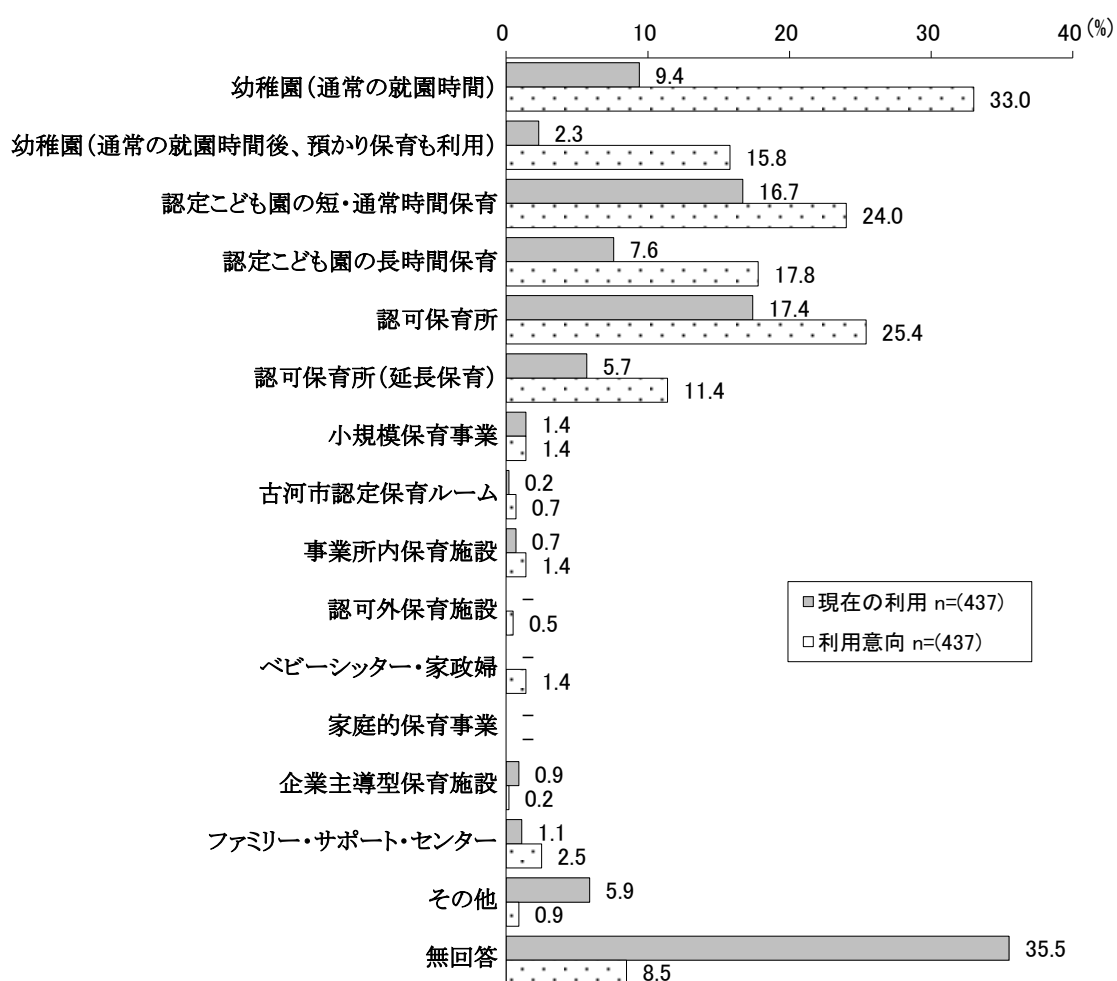


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

現在利用しているサービスは「認可保育所」が17.4%で最も多く、次いで「認定こども園の短・通常時間保育」が16.7%、「幼稚園（通常の就園時間）」が9.4%となっています。

利用意向（現在の利用の有無に関わらず）は「幼稚園（通常の就園時間）」が33.0%と最も多く、次いで「認可保育所」（25.4%）、「認定こども園の短・通常時間保育」（24.0%）が2割台となっています。

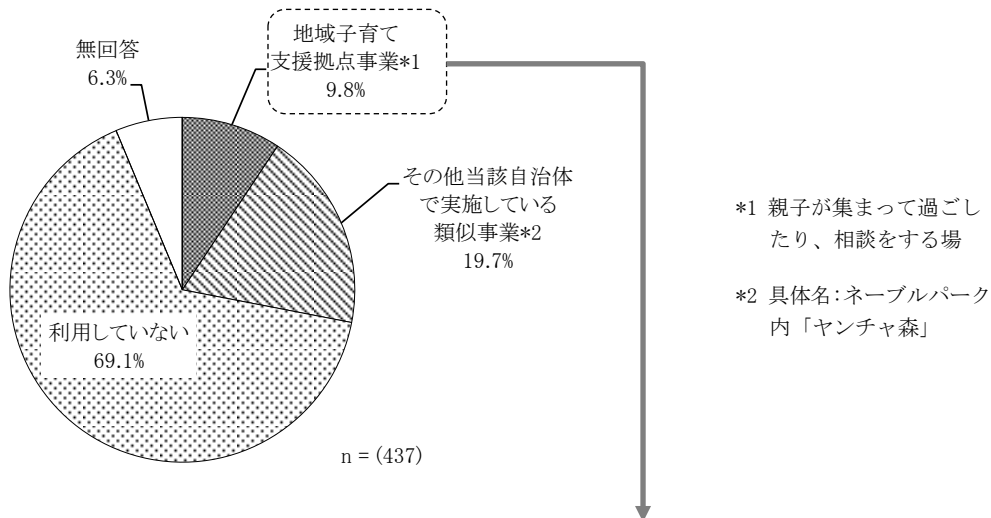
平日に利用している定期的な教育・保育事業、今後の利用意向〔複数回答〕(就学前)



(3)地域子育て支援拠点事業の利用状況

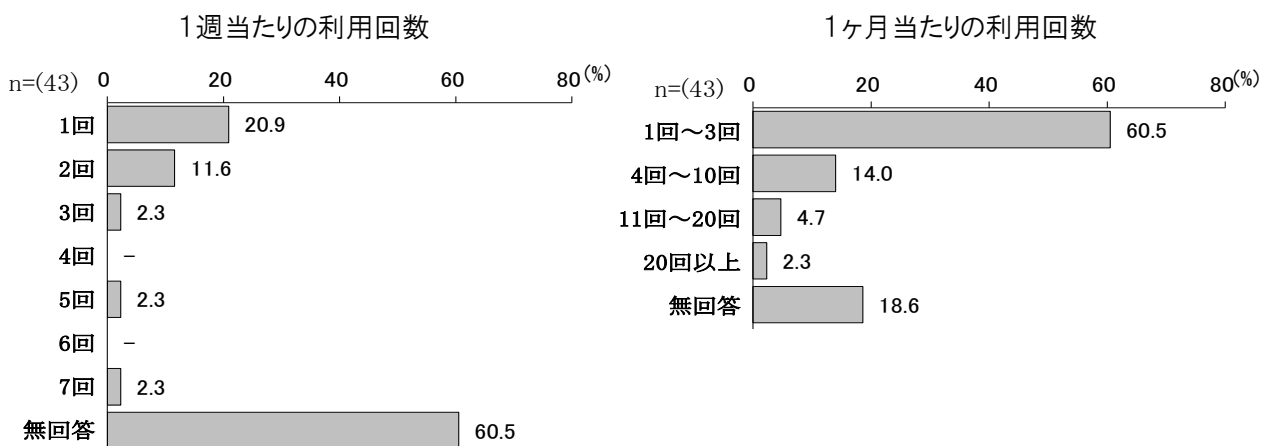
「地域子育て支援拠点事業*1」の利用は9.8%、「その他当該自治体で実施している類似事業*2」の利用は19.7%、「利用していない」は69.1%となっています。

地域子育て支援拠点事業の利用状況(就学前)



「地域子育て支援拠点事業」の1週当たりの利用回数は「1回」が20.9%となっています。1ヶ月当たりの利用回数は「1回～3回」が60.5%と特に多くなっています。

地域子育て支援拠点事業の利用状況(就学前)



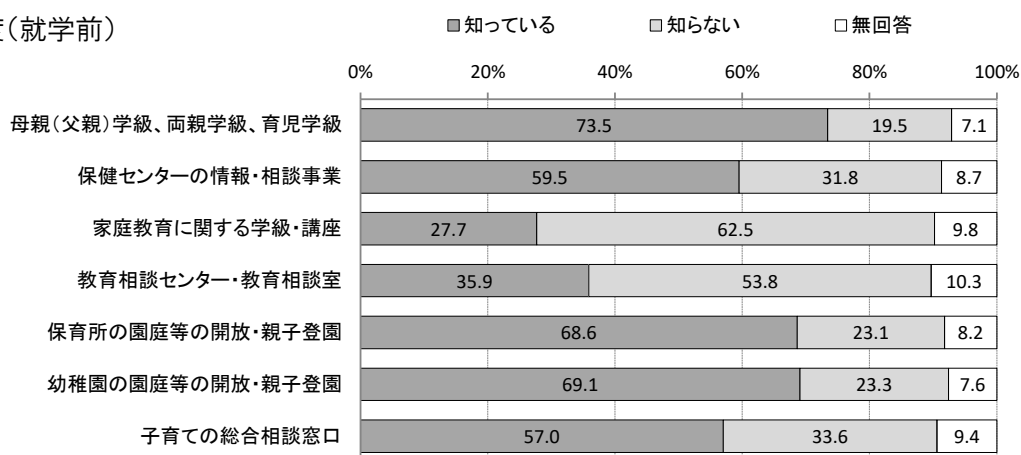
(4) 事業の認知度・利用経験・利用意向

認知度の高い事業は「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」(73.5%)、「幼稚園の園庭等の開放・親子登園」(69.1%)、「保育所の園庭等の開放・親子登園」(68.6%)が6割以上となっています。

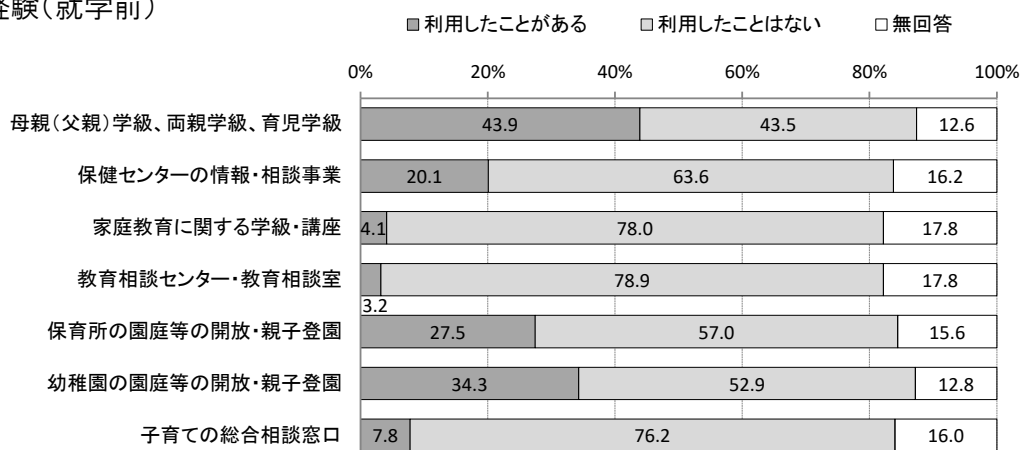
利用経験のある事業は「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」(43.9%)、「幼稚園の園庭等の開放・親子登園」(34.3%)が多くなっています。

利用意向は「幼稚園の園庭等の開放・親子登園」が47.1%と最も多くっており、その他の事業も3割前後から4割近くとなっています。

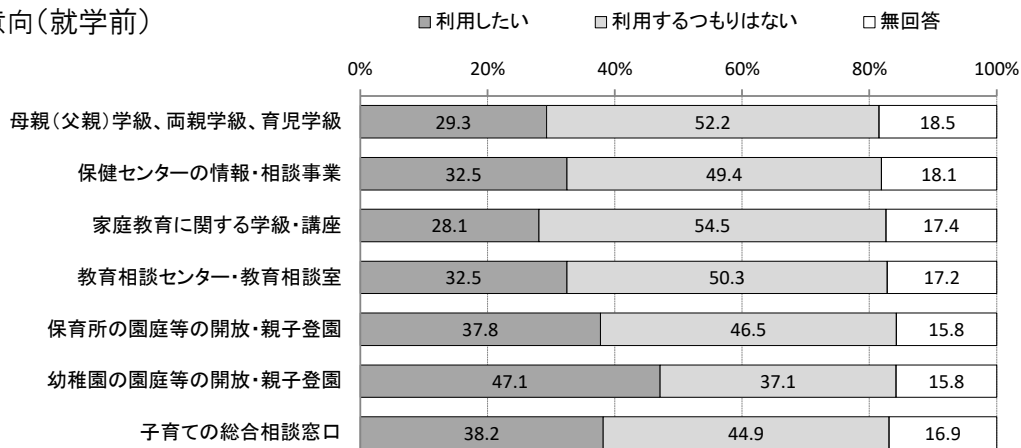
◆認知度(就学前)



◆利用経験(就学前)



◆利用意向(就学前)



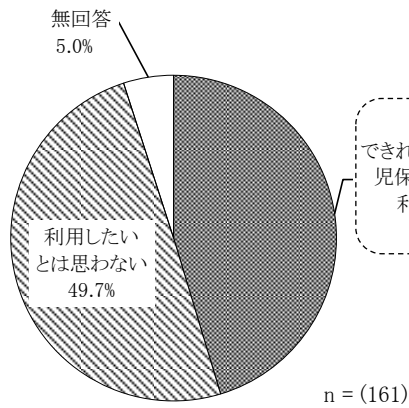
(5) 子どもの病気の際の対応

① 病児・病後児のための保育施設等を利用希望と希望日数

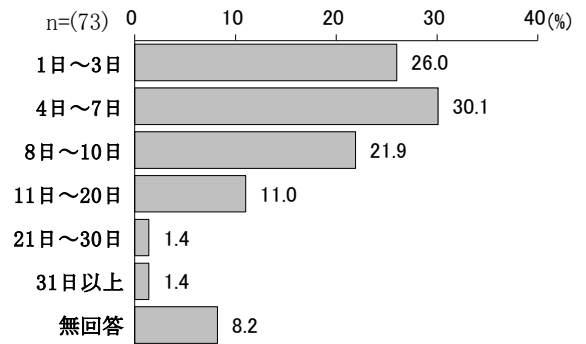
子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は45.3%、「利用したいとは思わない」は49.7%となっています。

なお、利用したい人の利用希望日数は、「4日～7日」が30.1%と最も多くなっています。

利用希望の有無(就学前)



利用希望日数(就学前)

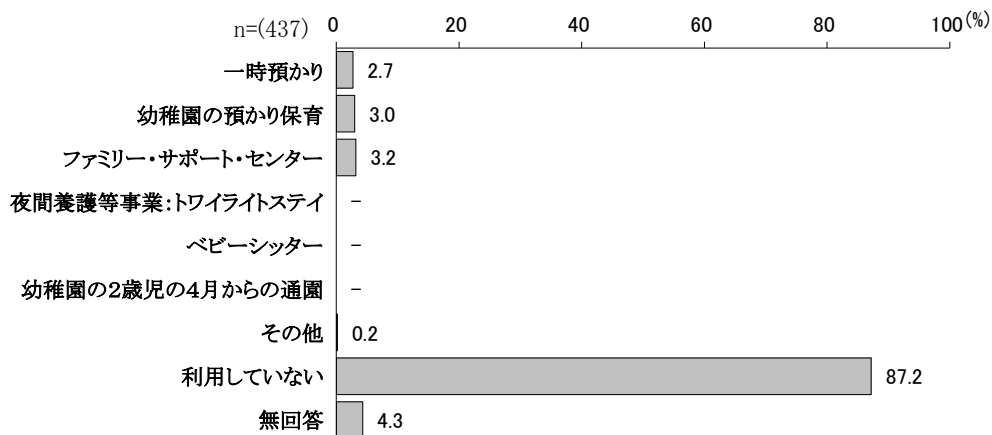


(6) 子どもの不定期の幼児教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

① 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の仕事等の目的で不定期的に利用している事業

利用している事業では、「ファミリー・サポート・センター」「幼稚園の預かり保育」「一時預かり」が1割未満となっています。なお、「利用していない」は87.2%を占めています。

私用、親の通院、不定期の仕事等の目的で不定期的に利用している事業〔複数回答〕(就学前)



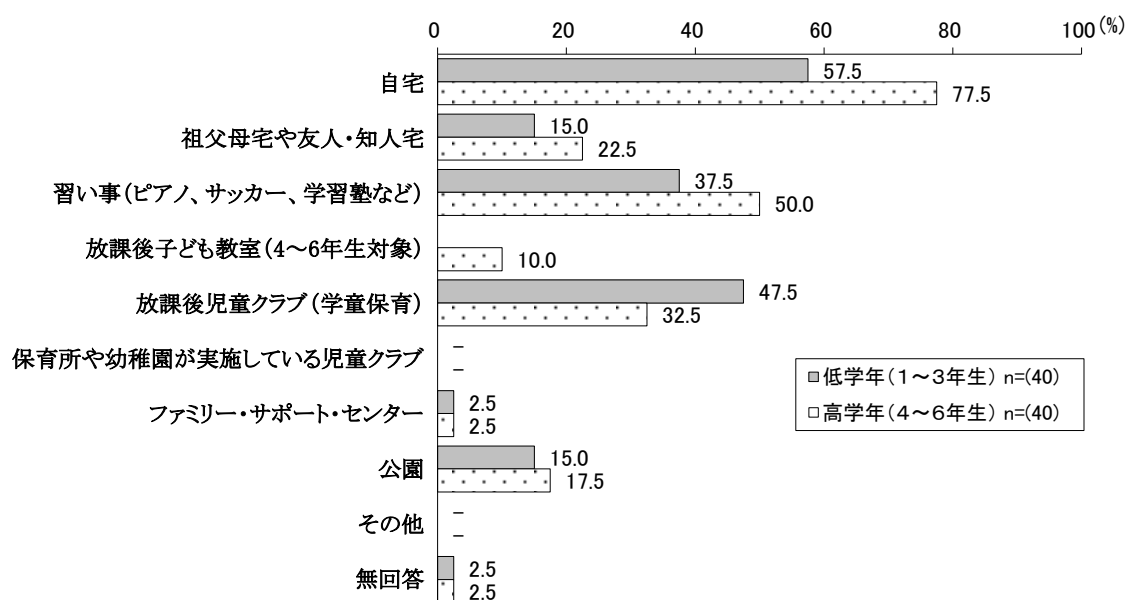
(7)放課後の過ごし方

①小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校低学年（1～3年生）のうちでは、「自宅」が57.5%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が47.5%、「習い事（ピアノ、サッカー、学習塾など）」が37.5%となっています。

小学校高学年（4～6年生）になったときも「自宅」が77.5%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ、サッカー、学習塾など）」が50.0%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が32.5%となっており、低学年でも高学年でも保護者が希望する放課後の過ごし方の上位項目は同様となっています。

小学校就学後の放課後の過ごし方(就学前)



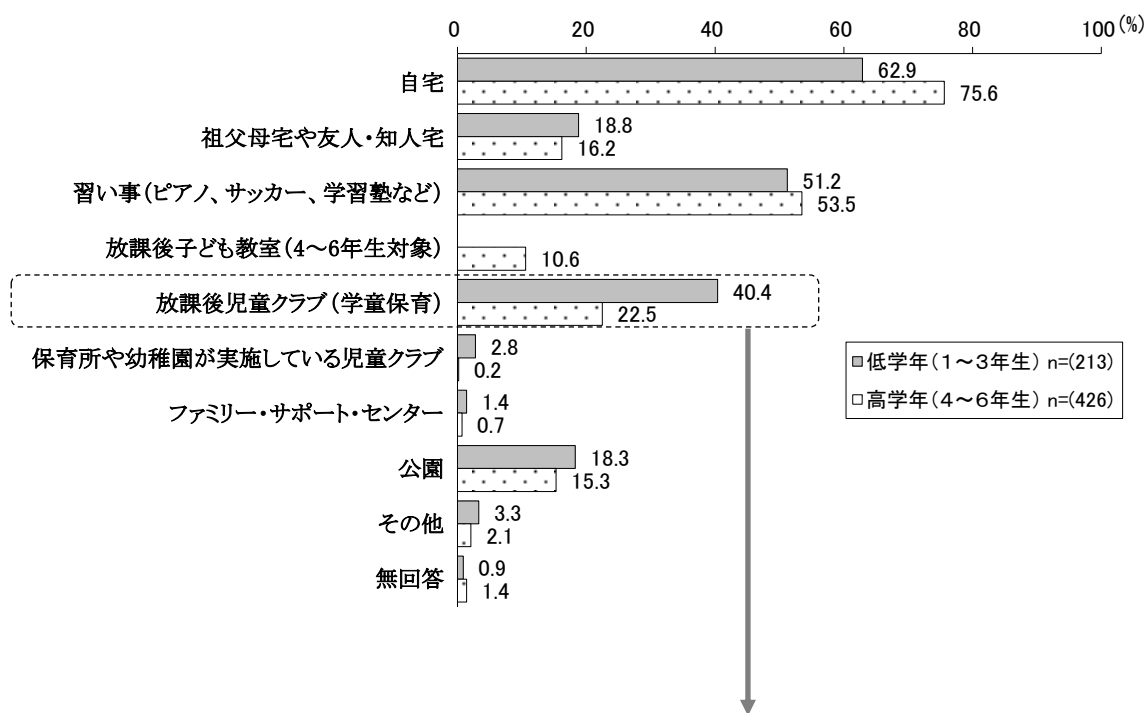
②希望する放課後の過ごし方

小学校低学年（1～3年生）のうちでは「自宅」が62.9%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ、サッカー、学習塾など）」が51.2%、「放課後児童クラブ（学童保育）」40.4%となっています。

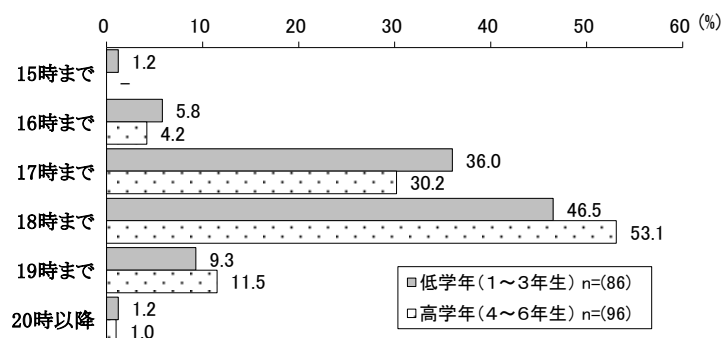
小学校高学年（4～6年生）では「自宅」が75.6%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ、サッカー、学習塾など）」が53.5%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が22.5%となっています。

放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望終了時間は、「18時まで」が低学年で46.5%、高学年で53.1%と最も多く、次いで「17時まで」がそれぞれ3割台で次いでいます。

希望する放課後の過ごし方(小学生)



放課後児童クラブ【学童保育】の利用希望時間(小学生)

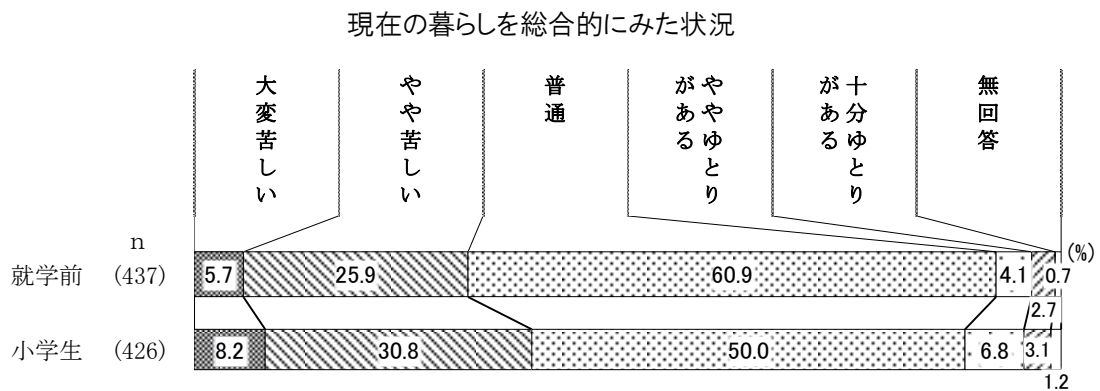


(8) 子どもの生活や家庭のこと

① 現在の暮らしを総合的にみた状況

就学前児童がいる世帯のうち 31.6%で『苦しい』（「大変苦しい」と「やや苦しい」の計）という回答となっています。一方、『ゆとりがある』（「十分ゆとりがある」と「ややゆとりがある」の計）は1割未満となっています。

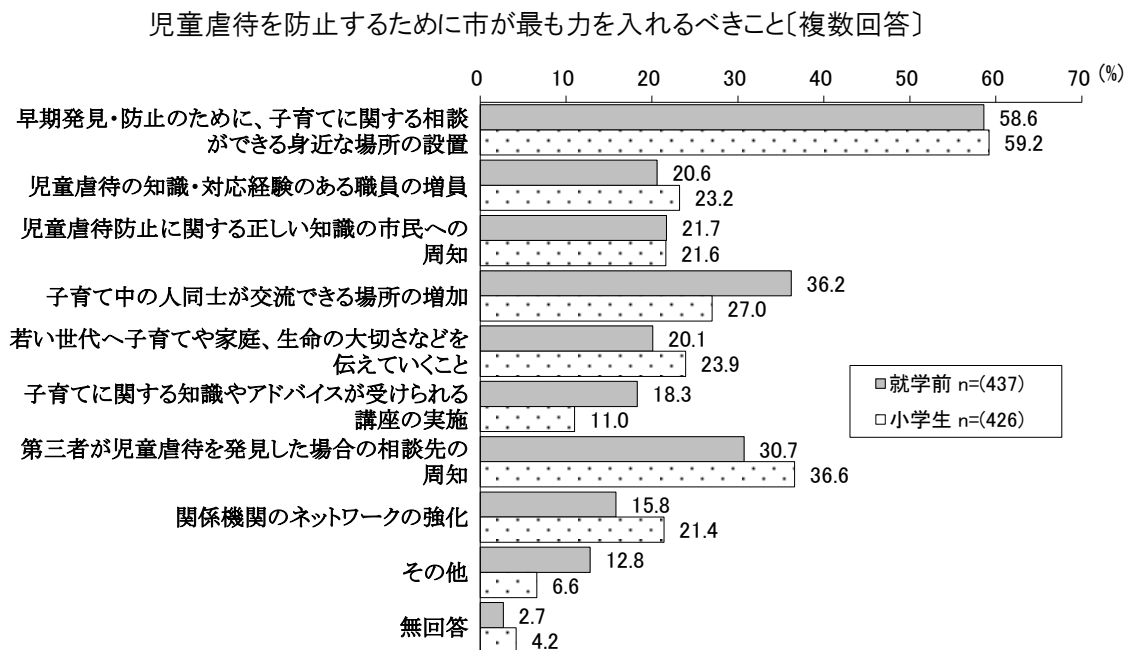
小学生がいる世帯のうち 39.0%で『苦しい』という回答となっており、就学前世帯よりも 7.4ポイント高くなっています。一方、『ゆとりがある』は就学前世帯と同様に1割未満となっています。



(9) 児童虐待への過剰な行為・対応

① 児童虐待を防止するために市が最も力を入れるべきこと

就学前、小学生ともに「早期発見・防止のために、子育てに関する相談ができる身近な場所の設置」が約6割と最も多くとなっています。また、「第三者が児童虐待を発見した場合の相談先の周知」は就学前、小学生ともに3割を超えています。

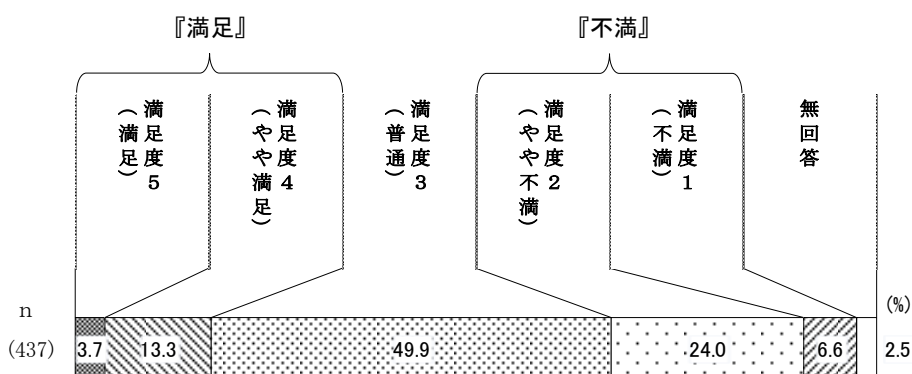


(10)子育ての環境や支援

①地域における子育ての環境や支援への満足度

住まいの地域における子育て環境や支援への満足度は、『満足』（「満足度4」と「満足度5」の計）が17.0%、『不満』（「満足度1」と「満足度2」の計）が30.6%となっており、『不満』の割合が『満足』を上回っています。

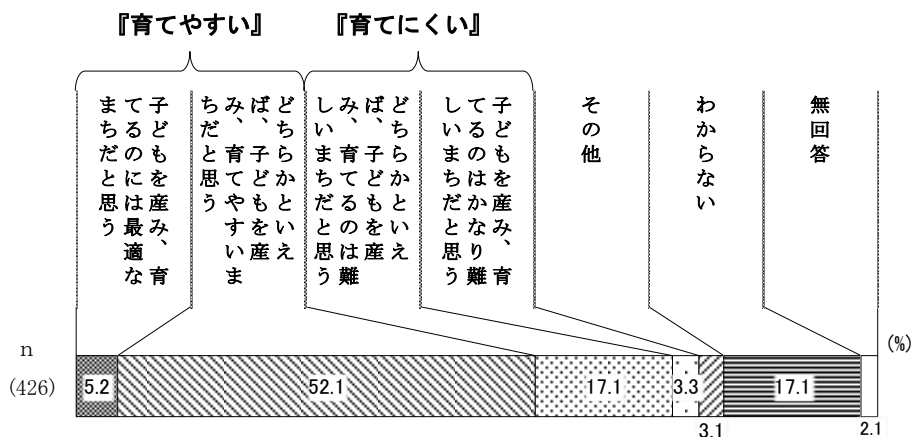
地域における子育ての環境や支援の満足度(就学前)



②市の子育てのしやすさへの評価

古河市の現状を総合的に判断した場合、「子どもを産み、育てるのには最適なまちだと思う」は5.2%とわずかですが、「どちらかといえば、子どもを産み、育てやすいまちだと思う」の52.1%をあわせた『育てやすい』は57.3%となっています。一方、『育てにくい』（「どちらかといえば、子どもを産み、育てるのは難しいまちだと思う」と「子どもを産み、育てるのはかなり難しいまちだと思う」の計）は20.4%となっており、『育てやすい』が『育てにくい』を上回っています。

市の子育てのしやすさへの評価(小学生)



3 子ども・子育て支援事業計画（第1期）の検証

第1期事業計画につきまして、次の事業について実績を基に検証し、評価を行いました。

1. 教育・保育・地域型保育

(1) 1号認定【3～5歳教育標準時間認定：幼稚園・認定こども園】					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (計画値) ①	2,072人	2,021人	1,929人	1,692人	1,656人
利用定員数 (実績値) ②	2,181人	2,226人	2,236人	2,226人	2,060人
申込者数 (実績値) ③	1,898人	1,842人	1,791人	1,745人	1,695人
過不足②-③	283人	384人	445人	481人	365人
実績に対する評価					
<p>1号認定につきましては、平成27年度の計画当初から利用定員数が申込者数を上回っている状況であり、需要に対し供給が十分応えている状態です。</p> <p>なお、入所者実績は、市内に住民登録がある子どもの入所者実績であるため、市外からの入園児がいることから、実際の過不足はもっと少ないこととなります。また近年、認定こども園では、保育ニーズの高まりから、1号定員を減らし、2号定員を増やす傾向にあるため、定員数は減少傾向にあります。今後については、2号認定の需要も勘案しながら過不足の調整を行う必要があります。</p>					

(2) 2号認定【3～5歳保育認定：保育園・認定こども園】					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (計画値) ①	1,704人	1,662人	1,587人	1,408人 (中間見直し後)	1,404人 (中間見直し後)
利用定員数 (実績値) ②	1,463人	1,448人	1,513人	1,575人	1,596人
申込者数 (実績値) ③	1,332人	1,332人	1,374人	1,426人	1,459人
過不足②-③	131人	116人	139人	149人	137人
実績に対する評価					
<p>2号認定につきましても、実績ベースで、供給（利用定員数）が需要（申込者数）を上回っており、平成27年度から待機児童の発生はありません。保育ニーズの高まりに対応するため、適宜民間保育園等の整備を進めたことで増え続けている申込者数に対応でき</p>					

ている状況です。なお、今後の需要については、少子化や女性就業率の高まりなどの要因が需要の増減に影響しますので、その動向に注視しながら、公立保育所運営ビジョンに基づく公立保育所の統廃合と並行し、既存の民間保育園、認定こども園の利用定員の増減の調整に必要な定員の確保に努める必要があります。

(3) 3号認定【0～2歳児保育認定：保育園・地域型保育施設・認定こども園】					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (計画値) ①	1,219人	1,175人	1,144人	1,049人 (中間見直し後)	1,041人 (中間見直し後)
利用定員数 (実績値) ②	913人	1,002人	1,031人	1,072人	1,127人
申込者数 (実績値) ③	956人	1,060人	1,084人	1,085人	1,158人
過不足②-③	▲43人	▲58人	▲53人	▲13人	▲31人
実績に対する評価					
<p>保育ニーズの高まりに対し、保育所、小規模保育施設等を整備し、定員数を増やしておりますが、需要の伸びに対し、施設整備が追い付いていない点、必要な保育士が確保できていない状況が続いており、待機児童の解消には至っておりません。待機児童はすべて0.1.2歳児となっておりますので、今後は小規模保育施設等の整備や保育士の確保を推進し、早期の待機児童解消を目指す必要があります。</p>					

※参考

待機児童数の推移（4月1日現在）				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
8人	41人	38人	30人	15人

※待機児童数につきましては、国の保育所等利用待機児童数調査要領に従い報告をしておりますので、上記実績の過不足とは異なります。

2 地域子ども・子育て支援事業

各事業の実績に対する評価は以下の通りです。

(1) 利用者支援事業

市では母子保健型を実施し、妊娠届出時の面接やアンケートを基に、すべての妊産婦を対象に専門職による電話相談や訪問を実施し、要支援妊産婦の把握と支援に努めてきました。母子保健型は、特に妊娠期からの母子保健や育児に関する相談並びに関係機関との連携に強みがありますが、子育て期の相談支援の充実と地域連携を実施していく上では、併せて基本型の実施の検討を進める必要があります。

(2) 時間外保育事業

平成 27 年度以降新設した民間保育施設を含む、市内の私立幼稚園を除いたすべての保育施設 (39 施設) において、標準保育時間 (11 時間) 外の延長保育を実施することで、施設数の増加とともに就労形態の多様化に伴う保育時間の延長の需要に対応してきました。今後も引き続き市内保育施設で実施し、就労形態の多様化に伴う保育ニーズへの対応を図る必要があります。

(3) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

平成 27 年度から対象学年を 6 年生までに拡大し、継続的に待機児童が発生している児童クラブや老朽化した施設を優先し整備を実施してきました。就労等で昼間保護者がいない児童が放課後安心して生活できるよう平成 30 年度より民間事業者に運営を委託し、民間のノウハウを活用し、より専門的な運営を図っています。今後も各クラブの児童数や利用の状況を把握しながら、整備を進める必要があります。(令和元年度末:外部委託 20 校、運営補助 3 校)

(4) 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に一時的に施設において養育を行うことは有効な支援となっています。市ではこれまで 2 歳以上児の受け入れ可能施設と委託契約を行っていましたが、令和元年度から 2 歳未満児の受け入れ可能施設とも委託契約し、支援体制の充実を図ってきました。引き続き、相談業務を通して、養育困難な家庭を把握し対応を図る必要があります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

平成 27 年度からの 4 年間の訪問率は、約 98%であり、新生児期に訪問する件数が増え、より早期から支援を開始することで、産後うつや育児不安の軽減に効果を上げています。今後も、未訪問者への対応とともに全戸訪問に努める必要があります。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援訪問実施件数は増減を繰り返していますが、特に妊娠中から支援が必要な特定妊婦は増加傾向にあります。事業の対象者は、保護者の養育能力や経済的な問題、虐待など様々な問題を抱えているため、今後も関係機関と連携を取りながら支援する必要があります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及び保護者の交流の場を提供し、子育て等に関する相談、情報の提供、子育て支援に関する講習等を民間 7 か所、公立 3 か所で実施しています。施設数は中学校区に 1 施設以上あり十分な状況ではありますが、親子交流や遊び場の提供が主な事業となっており、今後は子育てに不安、悩みを持つ保護者の相談、援助等の機能の充実が必要です。

(8-1) 一時預かり事業【幼稚園における預かり保育】

幼稚園の預かり保育は、幼稚園、認定こども園の教育認定（1号認定）の児童で、その幼稚園、認定こども園に在園している子どもが対象です。普段在園している幼稚園等で、教育時間外や夏休みなどの長期休暇期間にお預かりを実施しています。在園児が対象であり、市内すべての幼稚園等で実施していることから、今後も需要に応えられるよう引き続き実施していく必要があります。

(8-2) 一時預かり事業【幼稚園在園児以外の預かり保育】

公・私立保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育施設等 15 か所で仕事や急病、私的事由により家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児の保育を実施しています。待機児童の受け皿になってしまっている側面もあり、利用件数も多い事業でありますので、引き続き多様な保育ニーズに対応できるよう実施する必要があります。

(9) 病児・病後児保育事業

市内2か所で体調不良児対応型の事業を実施していましたが、平成30年度に1か所新設の保育園で実施個所が増え、さらに、令和元年度に、新設の保育園に病児対応型、体調不良児対応型の施設が増えることにより、保護者の多様な保育ニーズに対応してきました。なお、病児対応型は、全国的に稼働率が低く、キャンセル率の高い事業であるため、稼働状況（ニーズ）を注視していく必要があります。

(10) 子育て援助活動支援事業

ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

市では、児童クラブが充実しており、本来の事業である相互支援サービスの就学児の利用実績はありませんが、引き続き、協力会員の確保に努め、サービスを継続して実施していく必要があります。

(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊娠届出、転入時に健康診査受診票を交付し、公費負担で14回の妊婦健康診査の費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図っています。妊娠初期の届出は増加傾向にあり、妊娠初期より母子の健康管理と継続的な支援が必要な妊婦を把握し、支援につながるため、今後も同様に事業を継続していく必要があります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定を受けた保護者の世帯所得の状況を勘案して、各施設事業者において実費徴収を行うことができるとされている食事の提供に要する費用（1号認定の副食費分）、文房具等の購入に要する費用等について費用の一部を補助しました。低所得世帯の費用を補助する事業となりますので、引き続き事業を継続して実施していく必要があります。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

実施事業なし。

必要に応じて事業実施の検討の必要があります。

(14) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能を強化するため、より専門的な知識を得るための研修を毎年受講しています。また、協議会の構成メンバーに対してレベルアップをするための研修会を実施しています。今後、関係機関との連携はさらに重要になってくることが考えられるため、母子保健担当部署と協力しながら事業を継続していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

市では、これまで、すべての子どもが健やかに成長していくための環境づくりや、子どもを育てるすべての親と将来親になる世代が子育てをする喜びを実感し、安心してゆとりを持った子育てができる環境づくりを地域全体で推進していくことを目指して、総合的に子ども・子育て支援を推進してきました。

今後も温かく子どもと子育て家庭を見守るまちであるよう、本計画においては、第1期計画の基本理念「笑顔と未来 地域と共に すべての子どもが 健やかに育つまち「古河」」を基本として、子育て家庭だけでなく、学校や地域もともに子育てに関わり、その喜びを感じられるまちを目指すものとして、基本理念を定めます。

笑顔と未来 地域と共に すべての子どもが
健やかに育つまち「古河」

2 基本的視点

今後進めていく様々な施策については、これまで古河市における子どもの育ちや子育て支援を推進する上で継承されてきた普遍的な考え方に加え、「子ども・子育て支援法」における考え方を踏まえて実施していく必要があることから、次の3つを計画の視点として掲げます。

1 子どもの最善の利益を実現する視点

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの幸せを第一に考え、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもの健全な育成のための支援や子育て支援の充実を図ります。

2 子どもと子育て家庭を多面的に支援する視点

すべての子どもと子育て家庭のニーズに柔軟にきめ細かく対応できるように、各種保育サービスや子育て支援サービスの提供、子育てに関する各種相談や情報提供などを充実するとともに、ひとり親家庭や要保護児童など特に支援の必要な子どもや子育て家庭には個別のニーズに合わせた支援を行い、柔軟かつ総合的な取り組みを進めます。

3 地域全体で子ども・子育てを支援する視点

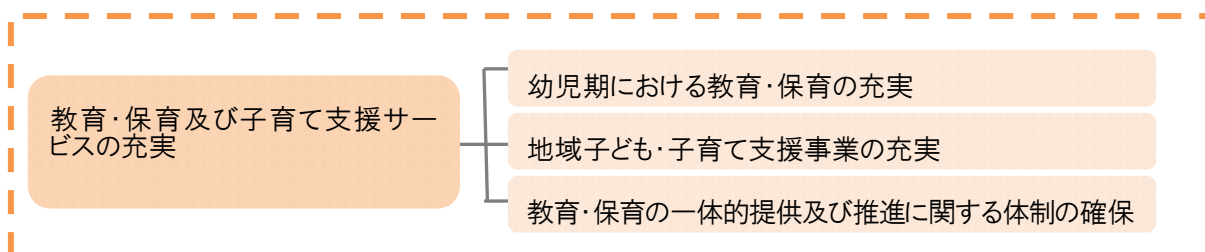
子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的認識の下に、家庭、地域、学校、行政など様々な機関がつねに連携を保ちつつ、相互の情報交換や子どもと子育てによりよい環境づくりに向けて協働で取り組むことが必要です。子どもを取り巻くすべてのことがらについて関係機関が一体となって取り組む協働体制により、実効性のある計画の推進を目指します。

3 基本目標・施策の体系

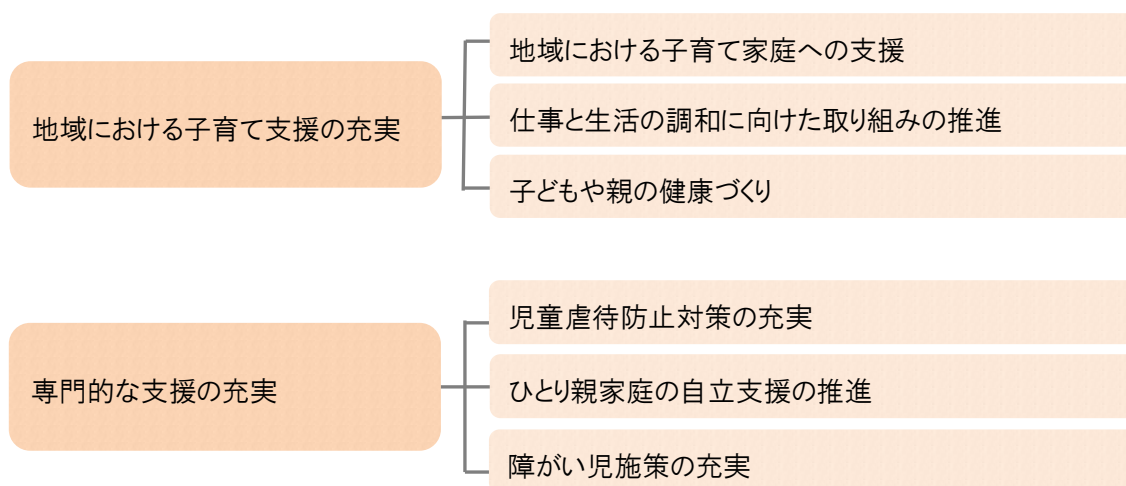
この計画の推進にあたっては、これまで子ども・子育て支援の推進に向け取り組んできた「第1期子ども・子育て支援事業計画」の基本目標を踏まえ、次の3つを基本目標とし、子ども・子育て支援新制度における子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

《基本目標》

《施策の方向》



【子ども・子育て支援事業計画】 の必須記載事業を含む



第4章 施策の展開

1 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

教育・保育提供区域の設定は、国が定める「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

基本指針に基づく教育・保育提供区域の考え方は以下の通りです。

■ 目的および区域設定の考え方

地域特性を踏まえた区域設定を以下の条件を踏まえて設定します。

項目	内容
目的	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「実施しようとする提供体制の確保」を決定する単位としての区域設定。
設定の際の条件	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案。
具体的な区域のイメージ	小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて設定。
区域の広さの考え方	保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。
区域設定	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定。

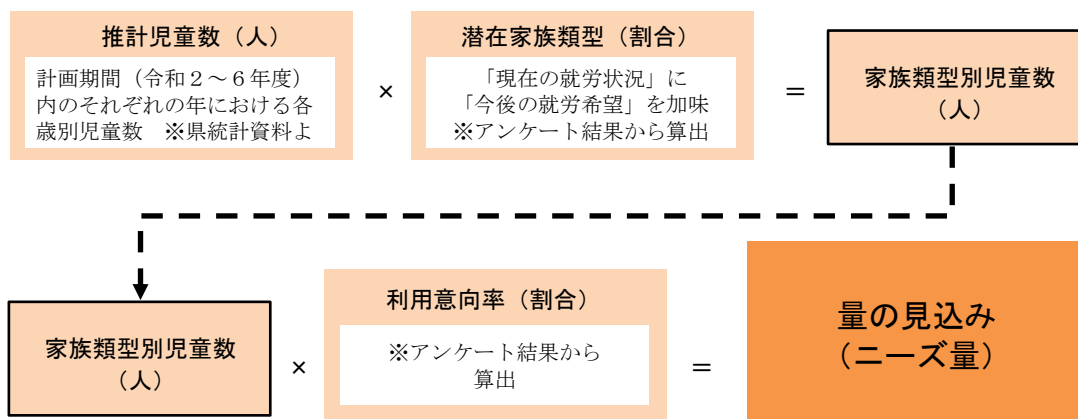
資料：基本指針

■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

項目	内容
各年度における教育・保育の 量の見込み 並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の 確保の内容及びその実施時期	1) 各年度における教育・保育の量の見込みを、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満三歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 （量の見込み） 2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。 （確保内容および実施時期）
各年度における地域子ども・子育て支援事業の 量の見込み 並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の 確保の内容及びその実施時期	1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 （量の見込み） 2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。 （確保内容および実施時期）

資料：基本指針

■「量の見込み」の算出方法



※第1期計画期間の利用状況等を踏まえ、「量の見込み」を補正しています。

(2)教育・保育提供区域に求められること

○ニーズ量の確保

令和2年度から6年度までの年度ごとに、教育・保育施設型給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業の区域ごとのニーズ量を算出し、確保方策を定めます。

○教育・保育施設の確認（利用定員の設定）

教育・保育施設の確認申請について、設定した区域ごとの必要利用定員に応じて、利用

定員を定めた上で確認します。

○教育・保育施設の認可（地域型保育事業）

地域型保育事業の認可申請について、設定した区域ごとの必要利用定員に応じて、利用定員を定めた上で認可します。

○市民の利用範囲

区域設定は区域内の市民の優先的な入所等を定めたり、区域外の市民の入所等を妨げたりするものではありません。

○事業ごとの区域設定

区域は、実態に応じて、提供する事業ごとに設定することができます。

(3)市の教育・保育提供区域の検討

地域区分の条件としては、地理的条件や現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況を勘案し、各地域に保育園と幼稚園が1カ所以上立地するよう教育・保育提供区域に設定することが理想です。

区域数によるメリット・デメリットを見ると、区域数を多くし狭い範囲で事業を実施する場合、一つの区域では利用する定員が余っているにもかかわらず、別の区域では定員を超えてしまうということが考えられます。利用する市民にとっては、教育・保育提供区域によって利用できる施設が限定されることはありませんが、施設を提供する際の考え方としては、区域ごとの必要利用定員を設定することになるため、確保方策をどのようにとるかが課題となります。

一方、区域を少なくし広い範囲で事業を展開する場合、利用者にとって日常の利用に適さない施設を含めた提供体制になることも考えられます。

■区域数によるメリット・デメリットについて

	区域数が多い＝区域あたりの範囲が狭い	区域数が少ない＝区域あたりの範囲が広い
メリット	<ul style="list-style-type: none">・利用者の居住区域に必要な事業・施設が整備され、利便性が高まる。・狭い区域で需給バランスを図るため、利用者の居宅近くにさまざまな施設・事業が整備される。	<ul style="list-style-type: none">・一時的な需要の増減等に対して、広域で調整がしやすい。・仕事の都合など、居住地区以外の施設・事業のニーズへの需給を区域内で見込める。・区域内にさまざまな施設・事業などが存在し、利用者の選択の幅が広がる
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・区域内で需給バランスを取るため、隣接区域の状況に関わらず、区域内の整備が必要。・児童数の増減やさまざまなニーズの増減について、区域内では対応できない場合がある。	<ul style="list-style-type: none">・距離が遠いため、事業によっては区域内での利用が困難な場合が発生する可能性がある。・区域内にバランスよく施設・事業が配置されない場合がある。

■古河市における教育・保育提供区域について

利用者の視点に立つとともに、本市の人口規模・地形等や教育・保育を提供するための施設整備の状況を勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童健全育成事業を除く事業については、引き続き、本市全体を一つの区域として設定し、事業必要量を算出した上で施設整備や事業等、計画に位置付けることが適当であると考えられます。ただし、新規認可施設の設置については、待機児童の発生地域や民間施設の立地状況等を踏まえたうえで、公募制を導入して進めます。また、放課後児童健全育成事業については、小学校毎に事業を実施していることから、小学校区で区域を設定することとします。

2 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期など

(1) 1号認定【3～5歳教育標準時間認定：幼稚園・認定こども園】

3～5歳で保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。量の見込みには2号認定のうち、学校教育の利用希望が強いと想定される方も含みます。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	1,745人	1,650人	1,611人	1,497人	1,366人	1,248人
② 確保方策 (認定子ども園、幼稚園)		1,975人	1,945人	1,835人	1,805人	1,775人
③ 過不足(②-①)		325人	334人	338人	439人	527人

(注1) 確保方策の数値は定員数。

(2) 2号認定【3～5歳保育認定：保育園・認定こども園】

3～5歳で保育の必要性がある認定区分です。量の見込みには2号認定のうち、学校教育の利用希望が強いと想定される方は含みません。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	1,449人	1,494人	1,517人	1,468人	1,394人	1,325人
② 確保方策 (保育園・認定こども園)		1,725人	1,695人	1,726人	1,741人	1,756人
③ 過不足(②-①)		231人	178人	258人	347人	431人

(注1) 確保方策の数値は定員数。

(3) 3号認定【0～2歳保育認定：保育園・地域型保育施設・認定こども園】

0～2歳で保育の必要性がある認定区分です。0歳児と1～2歳児に分けて定めます。

■量の見込みと確保方策（全体）

		平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		1,189人	1,197人	1,152人	1,179人	1,206人	1,230人
② 確保 方策	総数		1,308人	1,328人	1,347人	1,366人	1,388人
	保育園・ 認定こども園		1,106人	1,081人	1,076人	1,076人	1,076人
	地域型保育 事業等		202人	247人	271人	290人	312人
③ 過不足(②-①)			111人	176人	168人	160人	158人

(注1) 確保方策の数値は定員数。地域型保育事業等には企業主導型・認可外保育施設を含む。

① 0歳児

■量の見込みと確保方策

		平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		249人	240人	244人	248人	252人	255人
② 確保 方策	総数		258人	266人	271人	277人	284人
	保育園・ 認定こども園		207人	202人	200人	200人	200人
	地域型保育 事業等		51人	64人	71人	77人	84人
③ 過不足(②-①)			18人	22人	23人	25人	29人

(注1) 確保方策の数値は定員数。地域型保育事業等には企業主導型・認可外保育施設を含む。

② 1～2歳児

■量の見込みと確保方策

		平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		940人	957人	908人	931人	954人	975人
② 確保 方策	総数		1,050人	1,062人	1,076人	1,089人	1,104人
	保育園・ 認定こども園		899人	879人	876人	876人	876人
	地域型保育 事業等		151人	183人	200人	213人	228人

③ 過不足(②-①)		93人	154人	145人	135人	129人
------------	--	-----	------	------	------	------

(注1) 確保方策の数値は定員数。地域型保育事業等には企業主導型・認可外保育施設を含む。

【確保方策の内容】

<令和2年度>

- 私立幼稚園1園の幼保連携型認定こども園への移行が予定されています。
- 認可外保育施設1園が小規模保育事業として認可を予定しています。
- 休止中の認可外保育施設が1園再開を予定しています。

<令和3年度>

- 小規模保育事業の新設が3園予定されています。
- 認可外保育施設1園が小規模保育事業(事業所内)として認可を予定しています。
- 家庭的保育事業(保育ママ)の新設が予定されています。

<令和4年度>

- 私立幼稚園1園の幼保連携型認定こども園への移行が予定されています。
- 小規模保育事業の新設を図ります。

<令和5年度以降>

- 小規模保育事業の新設を図ります。
- 家庭的保育事業の新設を図ります。

※各年度、認定こども園の1号定員を減し、2号定員を増す変更を見込んでいます。

3 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期など

①利用者支援事業

子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。

※事業内容の事例については、用語解説をご覧ください。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (窓口設置数)	1か所	1か所	1か所	3か所	3か所	3か所
確保方策 (窓口設置数)		1か所	1か所	3か所	3か所	3か所

令和4年4月開所を目標に子ども家庭総合支援センターを開設し、事業の充実を図る予定です。

②時間外保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用日時以外の日及び時間帯において、認定子ども園、保育園等において保育を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,997人	6,456人	6,408人	6,353人	6,238人	6,132人
②確保方策		6,500人	6,500人	6,500人	6,500人	6,500人
③過不足 (②-①)		44人	92人	147人	262人	368人
状 況		充足	充足	充足	充足	充足

③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	必要定員 総数	1,525人	1,649人	1,678人	1,710人	1,751人	1,791人
	低学年(1 ～3年生)	1,255人	1,358人	1,381人	1,408人	1,442人	1,474人
	高学年(4 ～6年生)	270人	291人	297人	302人	309人	317人
②確保方策	定員		1,689人	1,718人	1,750人	1,791人	1,831人
	施設数		42クラス	44クラス	45クラス	45クラス	45クラス
③ 過不足(②-①)			40人	40人	40人	40人	40人
状 況			充足	充足	充足	充足	充足

新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行う居場所づくりを進める事業です。

【放課後児童クラブの令和6年度までの整備計画】

令和6年までに、余裕教室や利用率を考慮しながら、3カ所程度整備することを目指します。

【放課後子供教室の令和6年度までの整備計画】

市内すべての小学校において、利用を希望する児童に対して放課後子供教室を実施します。児童の自主性、社会性及び創造性の向上や基本的な生活習慣の確立が図れるよう、体験活動や自主学習、遊びを行う居場所づくりを進めます。

④子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		35人日	42人日	42人日	42人日	42人日	42人日
②確保方策	ショートステイ		63人日	63人日	63人日	63人日	63人日
	実施箇所数		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
③ 過不足(②-①)			21人日	21人日	21人日	21人日	21人日
状 況			充足	充足	充足	充足	充足

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	933人	863人	847人	833人	817人	802人
③ 確保方策	実施機関：市保健師、看護師（会計年度任用職員）、助産師（委託）、健康づくり協力員					

⑥ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■ 量の見込みと確保方策

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	84人	70人	59人	49人	41人	34人
②確保方策	実施機関：市保健師					

⑦ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。今後整備をするにあたり、訪れやすさを考慮し、親子にとって身近な地域の拠点となるよう、充実していく必要があります。

■ 量の見込みと確保方策

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11,160人回	10,262人回	9,565人回	9,392人回	9,223人回	9,058人回
②確保方策	7か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

■ 市内の地域子育て支援拠点一覧（令和2年3月現在）

施設名	住所
古河市立第三保育所 地域子育て支援センター	古河市中田 1619
古河市立第四保育所 地域子育て支援センター	古河市新久田 245-5
子育て支援センターわんぱく	古河市水海 2356（白梅保育園内）
子育て支援センターこぼと	古河市磯部 1648-1（こぼと保育園内）
子育て支援センターあさひ	古河市旭町 2-9-39（あさひ保育園内）
子育て支援センターげんきっず	古河市諸川 1779-3（諸川保育園内）
駅前子育て広場 駅前地域子育て支援センター	古河市本町 4-1-1（駅前子育て広場内）
子育て支援センター ひだまりの杜	古河市大山 1599-10
子育て支援センター ポコ・ア・ポコ	古河市尾崎 3521-9（認定こども園さんわ内）
子育て支援センター はなももカフェ	古河市仁連 853-1（はなもも保育園内）

⑧一時預かり事業

【幼稚園における預かり保育】

幼稚園の在園児（1号認定）を対象に、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	教育ニーズ	57,131人日	55,614人日	54,300人日	50,457人日	46,029人日	42,065人日
②確保方策	認定こども園幼稚園		55,650人日	54,500人日	51,200人日	47,100人日	43,300人日
	実施箇所数		19か所	19か所	19か所	19か所	19か所
③ 過不足(②-①)			36人日	200人日	743人日	1,071人日	1,235人日
状 況			充足	充足	充足	充足	充足

【幼稚園在園児以外の預かり保育】

○一時保育

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育園等で、一時的に預かる事業です。

○ファミリー・サポート・センターによる一時預かり

子育ての援助を受けたい市民（利用会員）と子育ての援助を行いたい市民（協力会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		10,505人日	9,490人日	8,635人日	8,190人日	7,759人日	7,348人日
②確保方策	保育園等		11,840人日	10,800人日	10,160人日	9,560人日	8,980人日
	実施箇所数		14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	ファミリー・サポート・センター		48人日	48人日	48人日	48人日	48人日
	実施箇所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
③ 過不足(②-①)			2,398人日	2,213人日	2,018人日	1,849人日	1,680人日
状 況			充足	充足	充足	充足	充足

⑨病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		311 人日	888 人日	888 人日	1,003 人日	1,003 人日	1,003 人日
②確保方策	体調不良児対応型		564 人日	546 人日	546 人日	546 人日	546 人日
	実施箇所数		4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	病児・病後児対応型		324 人日	324 人日	439 人日	439 人日	439 人日
	実施箇所数		1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
③ 過不足(②-①)			0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
状況			充足	充足	充足	充足	充足

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学児のみ)

子育ての援助を受けたい市民(利用会員)と子育ての援助を行いたい市民(協力会員)が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

■確保方策

本市では、児童クラブが充実しており、ニーズを掴んでいないため、見込量を0とします。なお、現在の事業は一時預かりのみです。

⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11,014人 回	9,738人回	9,558人回	9,400人回	9,219人回	9,050人回
②確保方策	実施場所：受診医療機関他					

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定を受けた保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設※等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

※【特定教育・保育施設】

市町村が施設型給付の対象として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

■確保方策

市では、古河市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱に基づき、生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の利用に当たり必要とされる実費徴収額の一部に対し、国が定める補足給付に係る基準を上限として助成しています。保育料無償化後は、1号認定の副食費分につきましては、新制度幼稚園に移行していない幼稚園を利用している低所得世帯及び第3子以降の子どもが対象となりますが、引き続き、世帯の所得状況などを勘案しながら適切な支援に努めます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

■確保方策

市では、新規参入事業者や私立認定こども園設置者の意見を勘案しながら、必要に応じて事業の実施について検討します。

⑭子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るために、調整機関職員の専門性向上に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修の受講やネットワーク構成員のレベルアップを図るための学識経験者(アドバイザー)による研修会開催を行うほか、ネットワーク関係機関の連携強化を行う事業です。

■確保方策

市では、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、より専門的な知識を得るための研修を市職員が毎年受講するとともに、協議会の構成メンバーに対しては、毎年開催する研修会に出席を要請し、レベルアップを図っています。関係機関との連携はさらに重要になることが考えられるため、母子保健担当部署と協力し事業を実施します。

4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化等により、新設や幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。本市では、このような新制度の主旨を踏まえ、認定こども園の普及に取り組みます。女性就業率の上昇の傾向を考えると、今後さらなる保育ニーズの増大が見込まれるため、0歳児から受け入れ可能な認定こども園の整備への補助を行うなど、その普及を図ります。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、子どもにとって発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、私立保育所等の研修への補助を継続するなど、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

(3) 認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携の推進

小学校就学後に学校生活に慣れることが出来ず、集団行動がとれない、授業中座ってられないなどの状態が続く「小1プロブレム」が全国的に問題となっており、就学前の教育・保育施設と小学校との連携が不可欠です。子どもの発達や学びの連続性を踏まえた学校教育を推進し、子どもたちが小学校にうまく適応できるように、すべての子どもに関する幼稚園・保育所等と小学校との情報交換や、小学校の入学前相互訪問など教育・保育施設等と小学校との連携を推進していきます。

5 地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子育て家庭への支援

① 幼児期における教育・保育の充実

教育・保育を必要とする子どもと保護者のニーズに応えるため、教育・保育サービスの提供体制を整え、質・量ともに需要に対応します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
保育所の整備	入所児童の安全性の向上及び入所定員の拡充を目的として、市内公立・私立保育所(園)を対象に、老朽化した施設等の改築更新等を行います。	少子化を見据え、供給過多とならないよう、適切な保育量の確保を進めます。	子ども福祉課
0・1・2保育ルームの実施	市が0・1・2保育ルームとして認定した保育施設等において、3歳未満の乳幼児を保育し、年齢等の条件によって補助を行います。	保育の質の確保・向上を図るため、認可保育施設への移行を助言・指導します。	子ども福祉課
子どものための教育・保育給付事業	教育・保育施設としての機能維持及び乳幼児に対する教育・保育と福祉の向上を図るため、教育・保育に直接必要な人件費や事務費及び施設の維持管理費並びに教育・保育に間接的に必要な管理費など、教育・保育施設給付費を支弁し、保育園の適正な運営と乳幼児に対する福祉の向上に努めます。	引き続き、教育・保育施設給付費を支弁し、また必要に応じて運営に関する助言と指導を行い、施設の適正な運営と乳幼児に対する福祉の向上に努めます。	子ども福祉課
保育事業の推進	保護者の就労又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所での保育を実施します。母親の就労等の増加により、保育施設への入所希望人数は年々増加傾向にあるため、保育所等の定員の増員を検討し、保育を必要とする児童の受入れ拡大を推進していきます。	待機児童の解消には至っていませんが、今後の児童数の減少を見据え、施設の整備のみを推進せず、保育士等の確保も推進しながら適切な保育量の確保を進めます。	子ども福祉課

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
保育サービスの質の向上	保育業務の目標及び基準を定め、業務を改善しながら保育サービスの質の向上を図ります。また、定期的にアンケート調査を行い、満足度の向上に努めます。	引き続き、目標や基準の設定、満足度調査の実施等により保育サービスの向上に努めます。	子ども福祉課

②子育て支援サービスの充実

地域の親子の交流の場の提供や、地域での子育て支援事業の推進など、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実に努めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
延長保育事業の推進	保育所の標準保育時間（11時間）外の保育ニーズへの対応を図る保育事業です。就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を行います。	市内保育施設において延長保育事業の実施及び推進を行い、就労形態等の多様化に伴う保育ニーズに対応します。	子ども福祉課
病児・病後児保育事業の推進	疾病時や疾病回復期にある乳児・幼児又は小学校に就学している児童で、保護者の労働やその他の理由により家庭での保育に支障がある者について、適当な設備を備える施設等により保育を行います。保育所やその他の施設、病院又は診療所、民間施設との連携を活用して実施します。	病後児に対応する施設が不足しているため、民間もしくは公設での設置を検討します。	子ども福祉課
一時預かり事業の推進	仕事や急病、私的理由により家庭で保育できなくなったときに指定保育所で保育します。	引き続き、市内保育施設において、一時預かり事業を実施及び推進することで、多様な保育サービスの向上を図ります。	子ども福祉課

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
妊産婦一般健康診査受診票の交付	妊娠届出時や転入時に妊婦・産婦健康診査受診票を交布し、公費負担の受診票により、妊産婦の経済的負担の軽減を図ります。委託医療機関で14回までの妊婦健診と2回までの産婦健診を受けることができます。	妊婦健康診査に加え、産婦健康診査受診票の交付が始まり、健康状態の把握と、安全な妊娠・出産と育児のサポートのため、今後も妊産婦への事業の周知を図ります。	健康づくり課
家庭訪問支援事業(妊婦・乳児・幼児)	家庭訪問により、妊産婦・乳幼児等の健康相談、情報提供を行い、健康の保持増進を図ります。	育児不安や育児の困り感を抱えている保護者からの相談が増えてきているため、早期に介入できるよう今後も努めます。	健康づくり課
休日保育の充実	保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等においても保育を必要とする保護者の需要に十分に対応できるように実施します。	引き続き、休日保育を実施し、ニーズに応じて実施施設の拡充等を検討します。	子ども福祉課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	保育及び育児に関する多様な需要に対応することを目的として、会員同士による相互支援サービスの事業を充実します。	「協力会員」の確保に努め、相互支援サービスを継続して実施します。	子ども福祉課

③就学児童に関する支援の充実

保護者の仕事と子育ての両立支援及び児童の健全な育成を支援するために、放課後児童クラブの充実を図るとともに、児童が安全な環境で安心して遊び、生活することができる環境を守るために、児童クラブ等の整備、安全、防犯対策を推進します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
放課後児童クラブの充実	昼間、家庭に保護者がいない児童が、放課後安心して生活できる環境を確保し、健全な育成を図ります。	民間事業者との協力関係を構築し、継続して事業を実施します。	子ども福祉課

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
放課後児童クラブの整備	老朽化した施設の改築や学校施設等の有効利用を図りつつ、増加する入会希望児童数に対応するために適正な定員を確保できる施設の充実を図ります。	今後も各クラブの児童数や利用率を注視し、必要な施設整備を進めます。	子ども福祉課
児童クラブの防犯・防災対策の推進	放課後児童の遊びや生活の場を提供する安全・安心な施設として、防犯対策、不審者対策を図ります。	監視カメラの設置及び不審者対策訓練を実施することにより、児童クラブの防犯・防災対策を図ります。	子ども福祉課

④子育てに関する情報・相談・交流・学習の場の充実

子育て家庭が必要とする情報が取得しやすいよう情報の一元化を進め、情報誌やホームページなどを充実させ効率的な情報提供を図るとともに、子育てについての相談、助言その他の援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。また、地域の親子の交流の場の提供や、地域での子育て支援事業の推進など、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実に努めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
子育てガイドブックの作成	ガイドブックを作成し、子育てに関するあらゆる情報提供を行います。また、認可保育所、認定こども園、幼稚園など子育て支援施設のガイドブックを作成し、ホームページに掲載します。	ガイドブックの刷新・掲載に努めつつ、最新の制度等についての案内も随時掲載します。	子ども福祉課
インターネットによる情報提供の充実	子育て支援情報をホームページに掲載し、情報提供を行います。内容の充実と使いやすいホームページの作成に努めます。	ホームページの刷新に努めつつ、最新の制度等についての案内も随時更新します。	子ども福祉課
子育て広場	子育て中の親や子どもが気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを話し合ったり、お互いに情報交換を行う場をつくります。	在園児外の方への育児講座、育児相談、リズム遊び等の遊びの提供サービスを実施します。	子ども福祉課

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
駅前・ネーブル 子育て広場	子育て親子の交流及び語り合いの場を提供するとともに、子育て中の悩みや不安についての相談・子育てに関する情報の提供をします。	子育てに関する情報交換の場としての利用度は高いため、今後も事業を継続します。	子ども福祉課
母親クラブ等の 推進	地域における児童の健全育成のため、地域活動を行う母親クラブの子育て支援事業を推進します。	茨城県では当初の目的を達成したとして補助金を廃止していることから、古河市においても他の子育て支援事業との優先順位の中で事業の実施を検討します。	子ども福祉課
地域子育て支援センター事業の 充実	在宅で子育て中の親子の情報交換やふれあいの場を提供し、併せて保護者の子育ての不安や悩みの相談業務も実施します。	施設数については、子育て拠点として市内10施設となっています。地域分布的にも十分であり、交流、遊び場の提供が主な事業となっています。場の提供をきっかけに、子育てに不安、悩み等を持つ保護者の相談、援助等の活動に繋がられるよう努めます。	子ども福祉課
子育て学習講座の 充実	子育ての学習をするとともに講座を通して保護者同士の交流を図ります。主に乳幼児の子どもがいる保護者同士が、日頃の子育てについて楽しみながら一緒に考える「参加型学習会」を多く取り入れて行います。	今後も中高生・乳幼児ふれあい交流事業や市民大学講座を行うほか、社会教育主事が保育園や幼稚園に訪問し、参加型学習会を行います。	生涯学習課
家庭教育学級の 充実	親としての責任や子どもへの対応等を同じ学級の保護者と考えることで、心豊かな家庭のあり方について考える機会を提供します。地域によって家庭教育学級に対する考え方に違いがあるため、情報交換会や推進委員交流会を充実させます。	今後も家庭教育担当者説明会を行い、保護者同士の交流や情報交換を行う場を提供します。	生涯学習課

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
子ども夢交付金事業	子どもたちの感動を生み出すことにより夢と誇りを創出する諸活動を実施し、子どもたちの健全育成及び郷土愛の醸成を図る団体に対し、子ども夢交付金を交付します。	地域や青少年育成団体等の協力を得ながら更なる事業拡大を図ります。	生涯学習課
幼児と小学校児童との交流	年齢の異なる児童との交流を通して豊かな感性や好奇心、思考力を養うため、保育所と小学校との相互理解や連携を促進します。	各学校と幼稚園・保育園等との交流について、引き続き連携を図ります。	子ども福祉課
世代間交流事業の推進	核家族が増える中で地域とのつながりを密にした世代を超えての交流を促進するため、保育所入所児童が老人福祉施設慰問等をし、交流を図ります。	民間施設への当該補助金を継続し世代間交流事業の促進を行います。また、公立保育所については、老人福祉施設等との世代間交流を継続して行います。	子ども福祉課

(2)仕事と生活の調和に向けた取り組みの推進

①働き方の見直しを図るための広報・啓発等の推進

仕事と子育てを両立することができるよう、働きやすい職場環境の整備に努めるとともにワーク・ライフ・バランスに関する事業所、市民、子育て家庭への意識啓発や両立支援を推進します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
講演会・セミナー等の開催及び広報	男女共同参画に関する意識啓発を進めるためにセミナーや講演会を開催します。	意識啓発は継続して行う必要があります。今後も県や近隣市町村の動向を把握しながら、セミナーや講演会の開催及び啓発活動等を行います。	人権男女共同参画室
働き方の見直しに関する啓発	県が実施している仕事と家庭の両立応援事業や、子育て中の就職活動に対する支援事業のPRパンフレット等により、サービス窓口の情報提供を行います。	引き続き、県などの関係各所と連携しながら、仕事と育児の両立を支援する取り組みについての情報収集・提供を行い、男女を問わず、就労生活と家庭生活の調和の取れた働き方の見直しについて、普及・啓発に努めます。	商工政策課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	子育てをしている保護者が安心して仕事ができるよう、県などの関係機関と連携を図り、仕事と子育ての両立のための情報提供などを行います。	男女が共に仕事と育児を両立するために、継続して働き方の見直しや育児休業制度の導入促進を行います。	子ども福祉課

③ 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報を提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
仕事と育児・介護の両立の支援	県が実施する「子育てママ再就職支援事業」やハローワーク古河のマザーズコーナー等のPRパンフレットにより、子育て中の就職活動を支援するサービス窓口の情報提供を行います。	ハローワーク等の関係機関と連携しながら、求人情報や各種セミナーの実施情報などの情報提供を行い、パートタイム就労を含めた、子育て中の多様な働き方を希望する方に対し情報周知に努めます。	商工政策課
産休・育休明け保育の推進	出産後の養育者の就労と子育ての両立支援のため、産休・育休明け保育の実施を充実します。出産後の保育所入所については、保護者のニーズに答えるため、柔軟な対応をし、就労と子育ての両立を支援していきます。	待機児童対策及び施設経営の健全化も十分に考慮の上、制度の適正な実施に努めます。なお、制度改正を行う場合は、保護者に対する周知期間を十分に確保の上実施します。	子ども福祉課
事業所内保育施設の推進	保育需要が増加傾向にあることから、多様なニーズに対応できるよう、事業所内での保育施設の推進を図ります。また、適正な運営を図るための指導監査業務を充実していきます。	多様なニーズに対応できるよう、事業所内保育施設の実施相談に対応し、既存の保育施設については適正な運営が図られているか指導をします。	子ども福祉課

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
事業所等における育児休業制度の導入の促進	労働時間の短縮を図るとともに、事業所等と協力して育児休業を取得しやすい環境づくりや男性の育児取得のPRを図ります。	<p>【人権男女共同参画室】男女が共に仕事と育児を両立するためには、継続して働き方の見直しや育児休業制度の導入促進を行っていく必要があります。今後も企業に対しワーク・ライフ・バランスや育児休業についての情報提供を行います。</p> <p>【商工政策課】引き続き、働き方改革推進に向けた、県をはじめとした関係各所のキャンペーンの実施について周知・広報を行います。</p>	人権男女共同参画室 商工政策課

(3)子どもや親の健康づくり

①子どもや親の健康の確保

母子保健サービスの充実や妊娠から出産にかかわる医療の充実など親子に関する健康支援の充実に努めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
母子健康手帳の交付	市内に住所を有し、かつ妊娠届出をした者に対し、妊娠・出産及び育児に関する母子の一貫した健康記録であるとともに、妊産婦、乳幼児に関する行政・保健・育児情報を提供する手帳を交付します。	妊娠中の健康管理と安全な出産にむけて、今後も早期届出の必要性について周知を図ります。	健康づくり課

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
予防接種	「予防接種法」に基づく予防接種を実施し、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上を図ります。接種状況を把握しながら接種率の向上を図っていきます。	感染症の発生及びまん延の予防のため、引き続き接種率の向上に向け周知し、未接種者への個別通知及び乳幼児健診時の勧奨等を図ります。	健康づくり課
乳幼児健康診査	発育や発達状況を確認し、疾病を早期発見することで、適切な指導・早期治療につなげ、乳幼児の健康保持や推進を図ります。	受診率向上に向けて周知を図るとともに、今後も未受診者の把握に努めます。	健康づくり課
乳児一般健康診査受診券の交付	市内に住所を有し、受診票交付申請書を提出した者に対し、委託医療機関で9～11か月の乳児健康診査を公費負担で受診できる受診票を交付します。	乳児の健康の保持増進、虐待の早期発見の一助となるよう、受診率向上に向けて周知を図ります。	健康づくり課
マタニティスクール	妊娠・出産を安心して迎え、産後の育児に役立つ準備教育をするとともに母親同士の親睦を深め、交友関係の礎とするために、妊婦を対象とした栄養や育児、出産に関する教室を実施します。	初産婦に限らず、支援が必要な妊婦が参加できるよう、今後も適切な時期に勧奨をします。	健康づくり課
いちごクラブ	マタニティスクールを受講した母と子を対象として、楽しい育児ができるよう母親同士の交流を図り、育児不安を軽減する機会を提供します。	参加者の増加により、母親同士の交流が図れ、楽しい育児ができる一助となるよう努めます。	健康づくり課
乳幼児健康相談	乳幼児とその保護者を対象として、安心して育児ができるよう身体計測、育児相談、栄養相談などを行い、すこやかな発育・発達を促します。	子育て中の保護者が気軽に利用できる相談の場として、今後も実施します。	健康づくり課

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
両親学級	妊娠届出をした夫婦を対象として、沐浴実習・妊婦体験等を行い、生命が宿った時から、子どもを産み育てるための家庭の中での父親の役割について考える機会をもつとともに、夫婦の絆を強め共に子育てをするという認識を高めます。	初産婦に限らず、支援が必要な人が参加できるよう、今後も適切な時期に勧奨し、パートナーの参加を促すためにも土日の開催を継続します。	健康づくり課
心の健康相談	心の悩み、対人関係がうまくいかない、ひきこもり、アルコール依存などの心の健康相談を月1回、精神科医師、保健師が実施します。	社会環境や家族構成の変化等の影響で相談内容も多様化しており、子育て世代や思春期に相談ニーズがあります。精神科医師による専門的な相談から医療につながるケースもあるため、今後も継続して実施します。	健康づくり課
健康づくり協力員事業	健康づくり協力員が身近な相談者として育児に関する情報提供を行います。	市民と行政との連携を図り、健康づくりを推進します。	健康づくり課
産後ケア事業・産前産後サポート事業	産前・産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、安心して妊娠・出産・育児に取り組めるよう、産前からの母子への心身のケアや育児のサポートを実施し、負担の軽減を図ります。	妊娠・出産・育児について不安を抱える妊産婦は増加傾向にあるため、産科医療機関等の関係機関と連携しながら、早期支援に努めます。	健康づくり課
母子健康包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、妊産婦並びに乳幼児及びその保護者を対象に、必要な情報の提供と実情の把握を行い、関係機関と連携し、必要な支援と相談等を行います。	妊娠届時よりすべての妊産婦と関わりを持ち、妊娠・出産・育児に関する相談や健康全般についての相談に応じるとともに支援の必要な妊産婦を把握し、母子の健康を継続的に支援します。	健康づくり課

②食育の推進

親に対して乳幼児から学齢期まで発達段階に応じた講座などの学習機会を提供するなど、食育を推進します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
保育所給食の充実	保育所調理師による献立会議を開催し、栄養計算等により給食の充実を図ります。衛生面に配慮し、さらに子どもたちの喜ぶおいしい給食を提供して行けるように努めます。保護者参加による試食会や給食見本の提示など、保育所での食育指導を工夫していきます。	引き続き献立内容の検討や衛生面への配慮、食育指導等を実施します。	子ども福祉課
妊娠期の食育	妊娠中に妊婦自身の食生活を見直し、健やかに妊娠期から産後を過ごせるように、マタニティスクールで貧血予防の食事やバランスの良い食事の摂り方についての講話を実施します。	妊婦の貧血が増加傾向にあるため、マタニティスクールでの栄養講話と貧血予防を重点的に実施します。	健康づくり課
乳児期の食育	離乳時期の乳児と保護者に対して、離乳食教室で離乳食を進める際の注意点や月齢に応じた離乳食の与え方についての講話と個別相談を実施します。	離乳開始する際の不安や悩みを軽減でき、参加者同士の交流が図れるよう今後も継続して実施します。	健康づくり課
食生活改善推進事業	食生活改善推進員が地域の人に健康づくりの案内役としてボランティア活動を行います。	子どもの食育や生活習慣病予防(高血圧)を中心に地区伝達講習会を実施します。また、行政と連携し、幅広い世代への食育活動を行います。	健康づくり課

③医療体制の充実

地域で安心してかかれる医療機関の充実や休日・急患などに対応する小児救急医療体制の確保など小児医療の充実に努めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
小児救急医療 輪番制事業	休日や夜間における小児救急患者に対応するため、西南地方広域市町村圏の病院群が輪番制で小児科医等を配置し、救急医療を通年で実施します。	現状の診療時間を延長するなど、県及び関係機関との協議を進め、市民が安心して子育てできる体制となるよう努めます。	健康づくり課
特定不妊治療 費助成事業	特定不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため治療費の一部助成を実施します。	不妊治療は子育て世代の経済的な負担となっているため、今後も国や県の動向を確認しながら、継続して実施します。	健康づくり課
医療機関との 連携	古河医師会など関係機関と連携を図りながら、不足している産科や小児科の充実に努めます。	全国的に医師不足が問題であることから市だけでは解決できないため、県及び関係機関との連携を進め、市民が安心して産み育てることのできる環境の整備に努めます。	健康づくり課
医療福祉費支 給制度・医療費 助成制度 (子ども・妊産婦)	18歳までの子どもや妊産婦に対し、医療費の自己負担分を助成します。	県および近隣市町村の動向をふまえ今後も事業を実施します。	国保年金課

④思春期保健対策の充実

思春期の心身の健康を守るために、専門医や保健師による相談及び薬物乱用防止活動の充実を図ります。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
薬物乱用防止活動の充実	薬物乱用防止に関する情報提供、啓発を行うほか、市内の小中学校すべてにおいて、薬物乱用防止教育を実施します。	【指導課】全小中学校での実施が行われるように、未実施の学校には直接指導し、全校で実施できるよう努めます。 【健康づくり課】薬物乱用防止のための普及啓発活動に努めます。	指導課 健康づくり課

6 専門的な支援の充実

(1)障がい児支援の充実

教育・保育施設、地域型保育事業、放課後児童健全育成事業等において、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進します。また、障がい児の早期発見・早期療育、発達障がい児および発達障がいの疑いのある方への発達年齢に応じた切れ目のない相談支援を実施します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
障がい児保育事業の充実	集団保育可能な発達の遅れのある児童を受け入れる保育事業であり、今後のさらなる充実を図ります。	現状では、公立保育所においての受入も困難な状況があり、入所を不承諾とせざるを得ない現状があるため、民間保育施設が協力しやすい補助制度への改善に努めます。	子ども福祉課
障がい児に対する手当の支給	福祉の向上を目的として重度の障がいのある児童を養育している方に対し、障害児福祉手当、在宅心身障害児福祉手当、特別児童扶養手当などの手当を支給します。	障がいのある児童の世帯には経済的支援が必要であり、引き続き手当の支給を実施します。	障がい福祉課
重度障がい児等支援事業	障がい児の日常生活がより円滑に行われるため、経済的負担を軽減し社会生活の促進と福祉の向上を図ることを目的として、重度障がい児等に対し、日常生活用具の給付や住宅改修費用の一部助成、通院等タクシー利用料金の助成、20 km以上の歯科治療施設通院にかかる費用の助成を行います。	障がいのある児童の世帯には経済的支援が必要であり、引き続き事業を実施します。	障がい福祉課

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
特別支援教育の充実	幼稚園、保育園（所）、小中学校の保護者が小中学校の特別支援学級への入級を希望した場合、就学相談や教育相談を行い、教育支援委員会の判定を受け、特別支援学級に入級し支援を行います。また、特別支援教育講演会や巡回相談を行い、特別な配慮を要する児童生徒に対して支援を行います。	今後、支援を必要とする児童生徒は増加していくことが予想されます。丁寧な就学相談、教育相談を実施し、一人一人のニーズに合った就学相談をすすめます。また、特別支援教育支援員の充実に努めます。	指導課
就学前児童を対象とした就学指導相談	就学前の特別な配慮を要する未就学児に対する就学相談に努め、その対応の仕方について指導助言を行います。また学校、保育所（園）、幼稚園、関係機関との連携を強化していきます。	保育所（園）、幼稚園等の就学前教育機関や児童発達支援センター、小中学校との連携を更にはかり、一人一人のニーズに応じた相談を実施します。	指導課
障がい児通所支援	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行うための支援をします。	通所により、基本的な動作や集団への適応訓練を行うための支援をするとともに保護者や周囲の障がい理解への支援に取組み、二次障がいの予防に努めます。	障がい福祉課
短期入所支援（ショートステイ）	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある児童を障害者支援施設等で短期間保護し、入浴、排せつ、食事ほか、必要な介護を受けるための支援をします。緊急時だけでなく、介護者にとってのレスパイトサービスとしての役割も担います。	障がい児を一時的に介護できない状況の時でも、家族が安心して過ごせるよう、引き続き支援を行います。	障がい福祉課
障がい児の児童クラブへの受入れ	集団保育可能な発達の遅れのある児童の受入れを行います。保護者会運営の児童クラブについても受入れを推進します。	支援員への定期的な研修により知識の習得に努め、今後も受入れを行います。	子ども福祉課

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
特別支援教育推進事業の充実	障がいのある児童生徒の在籍する市内の小中学校からの配置要請に基づき、教育委員会で調査検討を行い、配置が適当と認められた学校に特別支援教育支援員を配置します。	継続的な巡回相談により、支援方法の改善、最適化を図った上で、必要と認められた場合は古河市特別支援教育支援員の配置を検討します。	指導課
相談支援の充実	市内の相談支援事業所に相談業務を委託し夜間・休日を含めた緊急時にも対応できる相談窓口を開設し、障がい児の相談支援体制の充実・強化を図ります。また、地域の相談支援のネットワークを構築するために、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターと身近な地域の相談窓口としての役割を担う地域相談支援センターにおいて、相談支援の充実を図ります。	今後も緊急時、夜間や休日にも相談ができるよう基幹相談支援センターに委託することで地域で安心して暮らせるよう事業を継続し、相談支援体制の強化に努めます。	障がい福祉課
デイステイ事業	在宅の障がい児等を介護している家族等が、緊急的又は一時的に家庭での介護が困難になった場合に、当該障がい児等を預り、必要な身の回りの世話、援助等を提供します。	引き続きサービスを提供し、日曜日など他の事業所で実施されていない曜日に実施することで利用者の利便性を高めます。	障がい福祉課
発達相談	乳幼児健診や各種相談等において発達の遅れや偏りが疑われる乳幼児に対して、早期に療育や医療、適切な育児が行われるよう専門スタッフ（作業療法士、言語療法士、理学療法士、心理相談員、保健師等）による指導・相談、育児支援を行います。	保護者や保育者の発達に関する意識や関心の高まりもあり、相談件数も増えているため、引き続き事業を実施します。	健康づくり課

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
児童発達支援事業	地域の療育の中核として、発達に偏りのある児童に対しての療育の充実、関係機関の連携及び質の向上を図ります。	いろいろな問題を抱える保護者への支援や増加する発達障がいについての相談に対応するため、地域の中核施設として相談機能の充実や、関係機関との連携を図ります。	健康づくり課 (児童発達支援センターぐるんぱ)

(2)ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭に対する相談、子育て・生活支援、経済的支援を推進していきます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
高等職業訓練促進給付金の支給	母子・父子家庭の自立の促進を図るため、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に役立つ資格の取得を促進します。	今後、ひとり親の資格取得希望者が伸びることが見込まれることから、事業を継続します。	子ども福祉課
児童扶養手当の支給	父又は母と生計を同じくしていない児童の父又は母等に対し、生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ります。	引き続き、受給者の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ります。	子ども福祉課
医療福祉費支給制度 (ひとり親家庭)	18歳まで子どもを養育しているひとり親の母または父及びその子どもに対し、医療費の自己負担金を助成する制度です。	県および近隣市町村の動向をふまえ今後も事業を実施します。	国保年金課

(3) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策の推進を図るとともに、相談体制の整備、早期発見と保護など関係機関との連携強化に努めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
通告・相談等による児童虐待の早期発見と対応	あらゆる機会を利用して児童虐待の早期発見と早期通告を呼びかけるとともに、虐待通告に際しては、専門相談員を配置し、早期の対応に努めます。また、関係機関からの情報を集約し、有事の際は迅速な対応ができるような連携・連絡体制を構築します。	引き続き、児童虐待についての正確な知識の普及と、通告・相談の必要性を周知していきます。また、有事の際、マニュアルに沿った対応ができるように、関係機関に働きかけをしていきます。	子ども福祉課
児童虐待防止ネットワークの強化	児童虐待、DV、高齢者虐待、障がい者虐待に対応する組織として「古河市虐待DV対策地域協議会」を設置・運営し、さまざまな会議などを通じて関係機関との連携及び情報の共有に努めます。また、虐待等の防止を目的とした広報・啓発活動を行うほか、研修会や講演会を実施します。	現在実施している、古河市虐待DV虐待地域協議会の会議について、関係機関だけでなく、主任児童員等、地域の方との連携も深められるよう、会議の持ち方を検討していきます。	子ども福祉課
配偶者暴力相談支援センター事業	配偶者等からの暴力被害者に対する相談に応じ、緊急的に避難が必要な女性、母子を一時保護し、現状打開もしくは自立を支援します。また、平成23年度策定のDV対策基本計画に基づき、さらなる支援体制の強化を図り、DV被害者の救済を実現します。母子生活支援施設、助産施設の入所利用により、施設での女性(児童)保護を実施します。	職員、相談員が、専門的な知識を得るための研修を積極的に受け、対象者の相談に応えられるように努めます。また、緊急時に安全を確保できる施設や宿泊先、避難先の確保に努めます。	子ども福祉課

施策・事業名	概要	今後の取組	所管課等
養育支援家庭訪問事業	養育支援を必要とする家庭に訪問し、具体的な養育に関する指導・助言を行い、養育上の問題の解決・軽減を図ります。	養育支援訪問に該当するケースは、保護者の養育能力や経済的な問題、虐待など様々な問題を抱えているため、今後も関係機関と連携しながら支援を継続します。	健康づくり課
家庭児童相談の充実	子どもと子どもを取り巻く環境の中で起こるさまざまな問題に対し、職員と相談員が専門的な立場から相談に応じます。	専門的な知識を得るための研修への参加や、ケース検討を重ねることで、多様化する問題について、対応できるよう努めます。	子ども福祉課
教員に対する児童虐待等の研修	外部講師による研修の他に、各研修会や訪問指導で虐待に関する事項にも触れ、研修を進めます。	養護教諭等を対象にした研修会を実施し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。	指導課
子ども家庭総合支援拠点の設置	子どもの権利を擁護するため、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもやその家庭等への対応力を強化します。さらに、母子健康包括支援センターと連携し、子育てに関する資源のネットワーク化を進め、総合的な相談支援体制を構築します。	妊娠期から子育て期の個々の子どもたちの育ちにに応じた、きめ細やかで切れ目のない支援体制の構築を推進するため、令和4年度の設置を目指します。	子ども福祉課

市では平成30年に「第2期古河市虐待・DV対策基本計画」を策定しました。虐待・DV対策を一体的に進めるため、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待への対応や施策を展開しています。

(『第2期古河市虐待・DV対策基本計画』における児童虐待に関する取組)

取組み	具体的な取組内容	目標	所管課等
受理・調査・方針決定・支援・評価・終結までのシステム化の確立	国が示している、県の児童相談所と市との間で共通に使用することができる児童虐待のアセスメントシートを活用します。	計画期間内(2018～2022年度)に実施します。	子ども福祉課 指導課

取組み	具体的な取組内容	目標	所管課等
緊急時の安全確保体制、避難施設の確保、充実	児童のショートステイ事業（子育て短期支援事業）の利用が可能な新たな施設を確保します。	計画期間内（2018～2022年度）に現状の1箇所から2箇所とします。	子ども福祉課
自立支援に向けての新たなサービスの充実	地域若者サポートステーション（注）や自立援助ホームなどの既存のサービスのほか、民間支援団体等とも連携を深め、義務教育の期間を過ぎた所属先の無い児童や、18歳以上の年齢に達した人への自立に向けた生活支援の体制を整えます。	計画期間内（2018～2022年度）に、新たなネットワークを構築します。	子ども福祉課
庁内での相談部門の相談・支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待等の防止、早期発見、早期対応と、児童虐待対応の強化のために子ども家庭総合支援拠点と、専門職員の配置の充実を図ります。 ・妊産婦、乳幼児期からの切れ目ない相談支援や児童虐待の早期発見と予防のためにも、「母子健康包括支援センター」との連携について検討を進めます。 ・小・中学校での児童虐待等の防止、早期発見、早期対応・支援のために、専門職員の配置の充実を図ります。 	計画期間内（2018～2022年度）に実施します。	子ども福祉課 健康づくり課 指導課
民間支援団体等の設立支援・育成	児童福祉に携わる社会福祉法人等への呼びかけを手始めに、児童虐待防止の活動を含む、子どもへの支援活動を行う組織、団体の設立や育成に対して、可能な範囲で協力し組織化を目指します。	計画期間内（2018～2022年度）での組織化を目指します。	子ども福祉課 健康づくり課 指導課

取組み	具体的な取組内容	目標	所管課等
庁内情報連携体制の見直し	既存のケースカンファレンスや市の虐待DV対策地域協議会の実務者会議において、児童虐待ケースのほか、特定妊婦、発達障がい児、対応困難ケース等のケース検討やサービス調整ができるよう、また、必要に応じて随時、他の関係課並びに関係機関の参加も求めることができるよう、柔軟性を持たせた会議運営とします。	計画期間内（2018～2022年度）での組織化を目指します。	子ども福祉課 健康づくり課 指導課

(注)：「地域若者サポートステーション」とは、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っている厚生労働省委託の支援機関のことをいいます。(通称：「サポステ」)

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、さまざまな分野での連携が必要であり、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

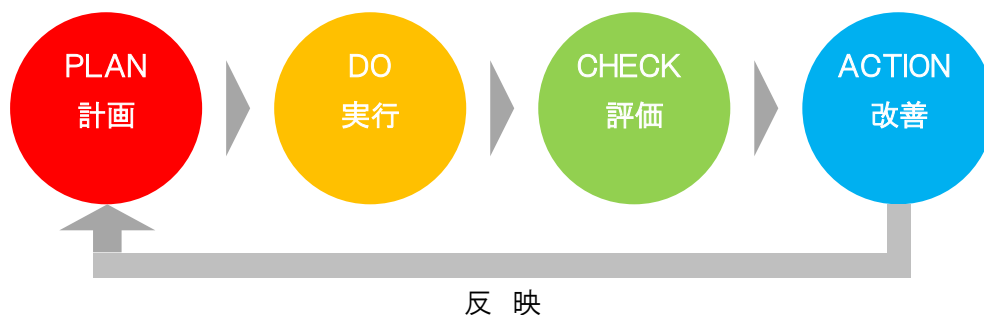
そのため、古河市子ども・子育て会議を計画の点検・評価する機関とします。

2 計画の進捗管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理すると共に、計画の進捗状況について需要と供給のバランスが取れているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

具体的には、以下の図のようにPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況や整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には修正を行います。

古河市子ども・子育て会議において年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、取りまとめた結果については、ホームページ等を活用し市民に公表します。



古河市子ども・子育て支援事業計画

発 行 令和2年3月
企画・編集 茨城県古河市
〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248
T E L 0 2 8 0 (9 2) 3 1 1 1 (代表)
U R L <http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>